## 熊本県議会

# 厚生常任委員会会議記録

平成22年10月5日

開会中

場所 第 3 委 員 会 室

### 第 5 回 熊本県議会厚生常任委員会会議記録

平成22年10月5日(火曜日)

午前10時0分開議午後0時44分閉会

#### 本日の会議に付した事件

議案第1号 平成22年度熊本県一般会計補 正予算(第7号)

報告第5号 財団法人熊本さわやか長寿財 団の経営状況を説明する書類の提出に ついて

請第46号 小学校就学前までの子どもを対象とした国の医療費無料制度を早期に創設することを求める請願

請第47号 後期高齢者医療制度の廃止に関する意見書の提出を求める請願

請第48号 国民健康保険制度の改善を求め る請願

請第39号 認可外保育所に通う子どもたち のための助成金に関する請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

#### 報告事項

- ①第3期「熊本県高齢者や障がい者等に やさしいまちづくり推進計画」の策定 状況について
- ②熊本県次世代育成支援行動計画(前期計画)の取組結果について
- ③「福岡市で発生した児童虐待事件」の 検証結果について
- ④障がい者への差別をなくす条例(仮 称)について
- ⑤新たな高齢者医療制度の検討状況等 について
- ⑥新型インフルエンザ(A/H1N1) の対策に係る検証報告について
- ⑦ねんりんピック2011(ふれ愛)熊本開催

1年前イベントについて

- ⑧財団法人水俣・芦北地域振興財団の 経営状況について
- ⑨平成21年度大気・化学物質・騒音等環境調査結果について
- ⑩水俣湾公害防止対策事業(ダイオキシン類対策)について
- ⑪平成21年度水質調査結果について
- ②平成22年度水俣湾環境調査結果(中間報告)について
- ③公共関与による管理型最終処分場の 整備について
- 個水俣病対策の状況等について

出席委員(8人)

委員長溝口幸治 副委員長 内 野 幸 喜 委 員 鬼 海 洋 一 員岩中 委 伸司 委 員 堤 泰宏 委 員 藤 川 隆 夫 員 松 田 三 郎 委 委 員 山 口 ゆたか

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

健康福祉部

 部長森
 枝敏郎

 医期期
 正期

 次長本期期
 取別

 次長本額
 正額

 次長古森
 本額

健康福祉政策課長 吉 田 勝 也

社会福祉課長 中 園 三千代

少子化対策課長 福 島 誠 治 障害者支援総室長 東 治 泰 障害者支援総室副総室長 西 岡 由 典 医療政策総室長 倉 永 保 男 福祉総合相談所次長兼 医療政策総室副総室長 佐 藤 克 之 医療政策総室副総室長 藤 中高 子 医療政策総室副総室長 松 永 寿 健康づくり推進課長 岩 谷 典 学 健康危機管理課長 末 廣 正 男 薬務衛生課長 内 田 英 男 ねんりんピック推進室長 小 原 雅 晶 長寿社会局長 江 口 満 高齢者支援課長 永 井 正 幸 認知症対策・ 地域ケア推進課長 古 谷 秀 晴 環境生活部 部長駒崎照 雄 次長内田安弘 次長山本 理 首席環境生活審議員兼 環境政策課長 野 田 正 広 環境政策監兼 環境立県推進室長 家 入 淳 環境保全課長 松 島 章 水環境課長 田 代 裕 信 自然保護課長 岡 部清 志 廃棄物対策課長 加 久 伸 治 廃棄物公共関与政策監兼 公共関与推進室長 中 島克彦 水俣病保健課長 田 中 義 人 水俣病審査課長 寺 島 俊 夫 首席環境生活審議員兼 食の安全・消費生活課長 小 原 忠 隆 交通・くらし安全課長 松 山 昌 紹 人権同和政策課長 吉 田 國 靖

病院事業管理者 横 田

病院局

総務経営課長 大 谷 祐 次

事務局職員出席者

議事課課長補佐 鹿 田 俊 夫 政務調査課課長補佐 森 田 学

午前10時開議

○溝口幸治委員長 それでは、ただいまから 第5回厚生常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることにいた しました。

次に、今回付託された請第46号、請第47号 及び請第48号について、提出者からの趣旨説 明の申し出があっておりますので、これを許 可したいと思います。

まず、請第46号についての説明者を入室させてください。

(請第46号の説明者入室)

○溝口幸治委員長 おはようございます。 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。 それでは、説明をお願いします。

(請第46号の説明者趣旨説明)

○溝口幸治委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査しますので、本日はこれでお引き取りください。

(請第46号の説明者退室)

○溝口幸治委員長 続いて、請第47号につい ての説明者を入室させてください。

(請第47号の説明者入室)

○溝口幸治委員長 説明者の方に申し上げま す。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。 それでは、よろしくお願いいたします。

(請第47号の説明者趣旨説明)

○溝口幸治委員長 ありがとうございました。後でよく審査をいたしますので、本日は

堅

これでお引き取りください。

(請第47号の説明者退室)

○溝口幸治委員長 続いて、請第48号につい ての説明者を入室させてください。

(請第48号の説明者入室)

○溝口幸治委員長 説明者の方に申し上げま す。

事前に写しを配付しておりますので、簡潔 に御説明をお願いいたします。

(請第48号の説明者趣旨説明)

○溝口幸治委員長 後でよく審査をいたしま すので、本日はこれでお引き取りください。

(請第48号の説明者退室)

○溝口幸治委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を 行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に一括して質疑を受けたいと思います。

また、執行部の皆様は、着席のまま説明を 行ってください。

それでは、森枝健康福祉部長から総括説明 を行い、続いて、担当課長から順次説明をお 願いします。

○森枝健康福祉部長 おはようございます。 それでは、健康福祉部関係の議案の概要に つきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、予算関係1 議案、報告1議案の合計2議案でございます。

まず、第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額4億1,000万円余を増額する補正予算をお願いしております。

その主な内容についてですが、社会福祉の 充実として、戦没者の遺族に給付される特別 弔慰金等の審査に必要な死亡診断書の抽出に 要する経費や、平成23年4月から生活保護受 給者のレセプト請求が電子化されることに伴 う電子システムの導入等の予算を計上してお ります。

少子化対策については、安心こども基金を 活用して、地域の子育てを支援する経費や、 児童養護施設の入所児童等の生活環境を改善 する経費へ助成する予算を計上しておりま す。このほか、国庫補助の内示に伴う財源更 正についても計上しております。

障害者への支援については、障害者支援施設における障害者の工賃改善が進むよう開催される国主催の好事例発表及び展示・即売会に県内のすぐれた事例を出展するための予算を計上しております。

地域医療体制の整備については、地域活性 化・公共投資臨時基金を活用した災害拠点病 院等の医療施設の耐震化や、看護職員の養 成・確保のための看護職員就業状況等実態調 査及び看護の質の向上を図るための新人看護 職員の研修に要する予算を計上しておりま す。また、医療施設の耐震化につきまして は、平成23年度から平成25年度分の整備に関 し、債務負担行為の限度額を増額して設定す ることをお願いしております。

介護基盤の整備については、介護職員処遇 改善等臨時特例基金を活用して、施設開設を 円滑に進めるために、開設準備経費を助成す る予算を計上しております。

これらによりまして、特別会計を含めた健康福祉部の平成22年度の予算総額は1,288億5,000万円余となります。

次に、報告第5号の財団法人熊本さわやか 長寿財団の経営状況を説明する書類の提出に ついては、県が基本財産の一部を出捐してい る熊本さわやか長寿財団の経営状況を御報告 するものでございます。

このほか、第3期熊本県高齢者や障がい者 等にやさしいまちづくり推進計画の策定状況 についてなど、7件について御報告させてい ただくこととしております。

以上が今回提案しております議案等の概要 でございます。詳細につきましては、関係各 総室長及び課長が説明いたしますので、よろ しくお願い申し上げます。

○中園社会福祉課長 社会福祉課でございます。

お手元の説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、遺家族等援護費につきまして、268 万7,000円の増額補正をお願いしております。内容は、説明欄に記載しておりますが、 戦没者や戦傷病者の遺族に対し支給しております特別弔慰金や遺族年金等の裁定に当たりまして、市町村に保管してある死亡届、これには死亡診断書が添付されておりますが、これをもって死亡原因の確認を行っております。この死亡届は、戸籍法では保存年限が27年となっておりますが、引き続き裁定事務に必要なため、厚生労働省からの依頼により、死亡届を関係簿冊から抜き出し、製本し直して市町村に保管するものでございます。その作業に要する人件費等の経費を計上しております。

次に、生活保護総務費につきまして、2,08 1万5,000円の増額補正をお願いしております。これは、来年の4月から全国的に医療機関からのレセプト請求が電子化されることに伴い、生活保護受給者のレセプトも電子データで送付されることになります。したがいまして、それを受け取るための機器を導入し、生活保護用のレセプト管理システムを構築いたします。あわせて、既存の生活保護システムを改修して、レセプトのシステムと連動して活用するための経費でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

3ページをお願いします。

説明欄上段の児童健全育成費の(1)みんな

で子育て啓発事業は、国庫補助内示増に伴う財源更正でございます。

(2)の熊本県地域子育て応援事業は、安心 こども基金を活用しまして、市町村が地域の 実情に応じ実施します子育て支援事業に対し 助成するものであり、市町村からの追加要望 に伴い、補正をお願いするものでございま す。

下段の児童福祉施設整備費は、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業で、これも安心こども基金を活用しまして、児童養護施設等が入所児童等の生活向上のために実施します施設の内装工事や児童用パソコンの購入など、施設の環境改善に対して助成するものであり、施設からの追加要望に伴い、補正をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○東障がい者支援総室長 障がい者支援総室 です。

説明資料の4ページをお願いいたします。

障害者福祉費について、132万円の増額補 正をお願いするものでございます。これにつ きましては、説明欄にございますように、障 害者支援施設における障害者の工賃アップが 進むよう、10月に東京で開催されます国実施 の好事例発表及び展示・即売会への出展経費 等について、国から追加交付等されることに 伴い、補正計上するものでございます。

なお、これとあわせて、工賃アップ関係で 補助率変更に伴う一般財源の一部の国支出金 への財源更正もあわせてお願いしておりま す。

以上、よろしく御審議お願いします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。 まず、公衆衛生総務費の医療施設耐震化整

備事業でございます。この事業は、昨年9月に設置をしました熊本県医療施設耐震化臨時特例基金をもとに、災害拠点病院等が実施する耐震化整備に対する補助でございます。平成22年度の当初予算及び6月補正予算において計上いたしました補助額11億1,000万円余になりますが、これに地域活性化・公共投資臨時交付金を活用しまして、新たに2病院を対象に2億3,599万円余の追加補助を行うものでございます。年度ごとの整備状況等につきましては、債務負担行為の変更のところで説明をさせていただきます。

次に、保健師等指導管理費でございます。

1の看護職員就業状況等実態調査事業は新 規事業になります。看護職員の確保対策の課 題や今後のあり方を検討するため、就職者と 離職者の就業状況等を把握する国の実態調査 が実施されることに伴い、その調査の実施に 要する経費を計上しております。

続いて、2の新人看護職員卒後研修事業ですが、平成22年度の当初予算で計上しておりましたOJT研修に対する補助1,475万7,000円余ですが、これにつきまして、研修を実施する医療機関が新たに7施設ふえたことに伴いまして、追加補助を行うものでございます。

次は、7ページをお願いいたします。債務 負担行為の変更でございます。さきに説明を いたしました医療施設耐震化整備事業です が、6月補正で43億1,800万円余の債務負担 行為に変更しましたけれども、今回の補正で さらに追加補助を行うことになり、平成23年 度から25年度までの債務負担行為額が7億8, 900万円余の増額となりますので、増額の変 更を行うものでございます。補正後は51億84 7万円余になります。

医療政策総室分は以上でございます。 どう ぞよろしく御審議お願いいたします。

○永井高齢者支援課長 高齢者支援課でござ

います。

説明資料の6ページをお願いいたします。 老人福祉費でございますが、右側の説明欄で、1の高齢者福祉対策費の施設開設準備経費助成特別対策事業でございますが、介護施設等の円滑な開設に資するため、施設整備と一体的に早期からの開設準備を行うことで、開設時から安定した質の高いサービスを提供できるよう、施設の開設準備に要する経費について、国の経済対策による交付金を活用して助成を行うものでございます。平成23年度に計画しておりました一部の施設整備につきまして、今年度に前倒しで整備することとなったことに伴い、現予算額では不足が生じるため、9月補正において1億1,600万円余の増額補正を行うものでございます。

続きまして、説明資料の8ページをお願いいたします。報告第5号財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明につきましては、お手元の別冊資料、 経営状況を説明する書類で説明をさせていた だきます。

財団法人熊本さわやか長寿財団につきましては、平成3年の設立以降、県内における高齢者の生きがい、健康づくりの推進母体として積極的に活動をいたしております。高齢化がさらに進む中で、介護予防、健康長寿づくりの重要性は高まっており、今後とも引き続き重要な役割を果たすべく各種事業に取り組んでまいります。

それではまず、平成21年度の事業報告について御説明を申し上げます。

2ページをごらんいただきたいと思います。事業の概要につきましては、1から6まで記載をいたしておりますが、各事業の詳細につきましては、3ページ以降で説明をさせていただきます。

主なものにつきまして御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。2の(1)熊本さわやか大学校の開講でございますが、高齢者の生きがい再発見、仲間づくり、社会参加を図り、高齢社会のリーダーづくりを目的として、熊本さわやか大学校を開講いたしております。平成21年度は、熊本校、八代校合わせて182名の方が卒業されておりますが、平成4年度以降、累計で3,100名が卒業されております。

4ページをお願いいたします。(2)高齢者 スポーツ・文化の集いでございます。これ は、ねんりんピックへの県派遣選手の選考会 として、スポーツ・文化の交流大会を開催し ているものでございます。県内各地から約3, 000名の高齢者の方々に御参加いただいてお り、高齢者の生きがい、健康づくりの推進、 相互親睦を深めていただいております。

なお、来年10月には、第24回全国健康福祉祭、ねんりんピック2011熊本が本県で開催されますため、例年以上の選手団が大会に参加されることになると思われます。

5ページをお願いいたします。3の(1)熊本さわやか知恵袋活用システムの運営でございます。高齢者の知識や経験を地域社会に還元するということを通しまして、高齢者の生きがいづくりを促進するために、熊本さわやか知恵袋活用システムを運営いたしております。具体的には、地域におきます各種イベントへの参加や、公民館・老人福祉施設等への慰問等で活用いただいておりまして、延べ3,377回の活動を行い、高齢者の方の生きがいづくりにつながっております。

7ページをお願いいたします。

5の(1)でございます。高齢者及びその家族の抱えるさまざまな問題、悩みごとにつきまして相談に応じるため、高齢者総合相談センターを運営いたしております。高齢者の生活相談等につきまして、年間2,900件を超える相談をお受けいたしております。

(2)の高齢者無料職業紹介所の運営でござ

います。高齢者の就労機会の拡大を図ることから、県内の各地域振興局に専門の相談員を配置し、職業紹介とともに、職場開拓等も行い、きめ細かな支援を行っております。なお、平成21年度は、過去最高となります608名の高齢者の方の就職に結びついております。

8ページをお願いいたします。6の介護実習・普及センター運営事業でございますが、一般の県民の皆さんへの介護知識あるいは技術等を習得していただくための講座を開講しておりまして、昨年度1,691名の方に受講をいただいております。

続きまして、9ページに平成21年度の決算 を掲げております。

まず、上段の事業活動収入をごらんいただきたいと思います。こちらが収入になります。その決算額が9,201万8,621円でございます。

下段の事業活動支出でございますが、こちらが支出になります。下から6段目の事業活動支出計が9,221万630円でございます。

さわやか長寿財団の各種事業内容の見直しが求められましたため、財団に対します補助金、委託料及び県職員派遣1名の人件費を削減いたしましたが、効率的な事業の執行に努めました結果、下から5段目にございます事業活動収支差額は、昨年度より118万円ほど縮減されまして、マイナス19万2,009円となり、下から2段目にございます前期繰越収支差額1,680万1,053円によりまして、決算額は黒字となっております。

一番下の欄に次期繰越収支差額を掲げております。この1,660万9,044円を21年度から22年度に繰り越しております。

続きまして、13ページ以降に本年度の事業 計画を掲げております。本年につきまして も、昨年度とおおむね同様の事業を実施予定 でございます。

それから、17ページに本年度の予算を掲げ

させていただいております。財政再建戦略に 基づきます各種事業予算の見直しによりまし て、県からの補助金、委託料収入を前年度に 比べ約842万円削減いたしているところでご ざいます。

予算の執行に当たりましては、より一層効率的な執行に心がけ、適切な財団運営が行われますよう努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。御審議をよろし くお願いいたします。

○溝口幸治委員長 次に、駒崎環境生活部長 から総括説明を行い、続いて、担当課長から 順次説明をお願いします。

○駒崎環境生活部長 それでは、環境生活部 関係の議案の概要につきまして御説明を申し 上げます。

今回提出しております議案は、予算関係1 議案でございます。

第1号議案の平成22年度熊本県一般会計補 正予算でございますが、総額13億3,600万円 余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容は、水俣病被害者救済特別措置法により、水俣病被害者手帳を交付された方に 支給する医療費及び療養手当に係る費用など でございます。

これによりまして、環境生活部の補正後の 予算総額は、一般会計と特別会計を合わせま して1,098億5,100万円余となります。

このほか、財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況についてなど、7件について御報告させていただくこととしております。

以上が今回提出しております議案等の概要 でございます。詳細につきましては、関係課 長が説明いたしますので、よろしく御審議の ほどお願い申し上げます。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でござ

います。

お手元の説明資料の10ページをお願いいたします。今回、公害保健費として13億2,500万円余の増額補正をお願いしております。その内容につきましては、右側説明欄に記載しておりますとおり、平成22年5月から受け付けを開始いたしました特措法の救済により、水俣病被害者手帳を交付された方に支給する医療費及び療養費等に係る経費でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○寺島水俣病審査課長 水俣病審査課でござ います。

説明資料の11ページをお願いいたします。 公害保健費として1,090万3,000円の増額補正 をお願いしております。その内容についてで ございますが、右側説明欄にありますとお り、国からの交付金の額の確定に伴う国庫支 出金返納金でございます。これは、昨年度の 公害健康被害補償給付支給事務費交付金にお きまして、当初見込みより実績を下回ったこ とによります精算返納金でございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたし ます。

○溝口幸治委員長 以上で執行部の説明が終 了いたしましたので、質疑を受けたいと思い ます。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 資料4ページ、障がい者支援総室にお尋ねします。

この事業は説明でわかりましたが、あさって県内の授産施設等の展示会とか即売会もある。障害者の団体の方々とか授産施設の関係の方からたびたび御要望があるのは――もちろん県でもいろいろ努力を、以前からするとしていただいているという話は、私たちも評

価なさっているのは聞いております。ただ、 単発でとか、あるいは、特にここに書いてある工賃アップということを考えるならば、例えば、つくった製品をどんどん買ってもらうとか、あるいは労働としていろいろなところで使ってもらうというのが――もちろん県だけにすべてお願いするという意味ではなくて、県がそういうことですべて範を示してもらうならば、市町村にもあるいは民間にも広がっていくんではないだろうかと。

そこで、幾つかなさっているかとは思いますが、例えば、どちらかというと、表現はあれでございますが、単純労働に近いそういう部類は自分たち入所者・利用者でもできるんだと、あるいはいいものをつくって出していくがなかなか普及しないというのは、民間のほかの製品との競合というのももちろんあるかもしれませんが、県としても、ある程度試験的に、試行的に使ってあげるといいますか、使う、利用するという点ももちろん必要なんだろうと思っております。

ただこれは、別に障がい者支援総室だけでできることではなくて、皆さんを中心として、ほかの県の各部局にもそういうような話を折に触れ言ってもらわないと、担当の方がかわった場合には、それまではよかったけれども、ぷつっと何か途切れてしまうということもありますので、例えば東総室長含め、まずどういったことで今――以前はこうだったけれども、こうなったよというような具体例が、1つ、2つで結構でございますが、あれば教えていただきたいと思います。

○東障がい者支援総室長 あさって10時半から県庁地下大会議室で商談会を実施することにしております。これを開催する趣旨は、県でいろんな形で、官公需という形で利用していただくためには、まずその商品としてどういったものがあるのか、あるいは労務提供としてどういったものがあるのかというのを承

知していただく必要があるんじゃないかというところで開催するものでございます。

これを開催する場合は、ただ単に地下大会議室で開催するという文書を出すだけじゃなくて、県の全部局が会議に入ります政策調整会議でこういう商談会を催すことにしておりますと、関係する職員の――どういった商品があるかというのをきちんと見ていただきたいという周知を全庁的にも行っているところでございます。

それと、具体的な商品の対応ということですけれども、つい最近、確かに単純労務的な草刈り作業を障害者団体にお願いしたところでございますけれども、それ以外でも、最近、ねんりんピックのバッジ関係を障害者授産施設でつくったものを活用していただく、そういった実績も出てきております。

- ○松田三郎委員 結構でございます。
- 1つ、除草作業というのは、どこの部局が発注なり委託したというのはわかりますか。
- ○東障がい者支援総室長 今申し上げました のは、健康福祉部の分でございます。
- ○松田三郎委員 健康福祉部が……。はい、 結構です。
- ○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
- ○岩中伸司委員 今の関連もあるんですが、 障害者施設の工賃アップの努力をされている んですが、現実は、法改正に基づいて負担増 もいろいろ障害者自身にはあっているようで すけれども、そういう中で、本来ならば、や っぱり自立をするそういう力をつけていくよ うな社会的支えが必要だろうというふうに思 うんですけれども、それには遠く及ばないよ うな実態があるんですね。現状は、工賃アッ プというけれども、実際、現実的に今、その

障害を持った方々の工賃というのは、平均でいくと県内でどのくらいになりますか。そういうの出してあるかどうか知りませんけれども。

○東障がい者支援総室長 福祉的労働として 平均工賃アップに取り組んでおりますけれど も、目標といたしましては、23年度に月額2 万円を目標にいたしております。ただ、21年 度の実績といたしましては、やはり長引く経 済不況等による企業からの下請作業等の発注 の減少によって、1万3,450円にとどまって いるというような状況でございます。

〇岩中伸司委員 その数字が明らかなように、やっぱり本当に自立というのはなかなか困難な状況じゃないか。そのほかにもいろんな手当があったりして収入は若干あるんじゃないかとは思うんですけれども、これではやっぱり話にならぬなというふうな状況です。

今、松田委員からも話が出たんですが、やっぱりしっかり支えていくこの県民の意識というのも変わっていかないと、すばらしい商品があっても、障害者の方々がつくられたやっよりも、もっと見かけがいいやつはいっぱいあるんですよね。ですから、そういう意味では、大変私の地元荒尾でも苦労されて商品販売をされていますけれども、その辺やっぱり県民の意識啓発というのは非常に大事だというふうに思いますので、そこら辺はどんな感じで取り組まれていますか。

○東障がい者支援総室長 やはり平均工賃アップをするためには、ただ単にそれぞれの施設が単独で実施するんではやはり十分な対応ができないということで、今、共同受発注システムづくり、いろんな発注について相当量のロットでも対応できるようなシステムづくりをまず一つはやっているところでございます。

それと、私の方として、県のホームページ等を通じて、この工賃アップについての取り組み、また、そういったところに行って取り組んでいるところでございます。

○岩中伸司委員 これは要望ですけれども、 要望というか……。今度、あさって取り組ま れる県庁地下会議室の商談会ですが、私はち ょっと早合点して、おっちょこちょいでし て、2日の日の開催、2日、金曜日--2日 は土曜日ですけれども、2日、金曜日という 案内が一番に来たんですよね。それで、その ことをちゃんと私手帳にメモしてやっとった ところが、ここへ来て、2日、金曜日じゃな いですよ、2日は土曜日だったんで、ここへ 来たら何もありよらぬで、おかしいな、土曜 日はそうやなとも思いながら来たんですが、 帰ってもう一回調べたら追加の案内がまた来 てて、改めて7日ですか、このやつが来とり ましたけれども、そういう手違い、手違いと いうか、こっちもチェックミスもあるんです が、鬼海先生も同じようなやつだけん、私安 心しました。私だけがぼおっとしとったかと 思うとですね、先生も同じ形でしたので。そ ういうことについては、もう少し丁寧に何か していただければ助かります。これは要望で すが。

○東障がい者支援総室長 大変申しわけございませんでした。そういうことのないよう取り組んでいきたいと思っております。

○溝口幸治委員長 この件については、皆さんそれぞれ関心があるようですので、東総室長からおっしゃったように、全庁的に声をかけて取り組んでいただけるというのは理解をするところでありますが、よければ12月議会に、今回の展示会でどれぐらい実績が上がったのか、ただ見に行ってもらって、見に行ったよということじゃなくて、きちっと商談ま

で行き着いたのが何件あったのか、そういう 報告を12月議会でお願いをしておきたいと思 います。

ほかにございませんか。

○山口ゆたか委員 いろんな形で私も販売会 を見させていただいて、加工品とか、いろん な形で皆さんに手にとっていただいて購入い ただいているんですが、なかなか農業で生産 された野菜とかこういったものが、結構いい ものが出ているのに、市場のやつと見比べて もいいものが出ているのになかなか評価して 手にとってもらえない現状が、私も3時間ぐ らいしか見ていないのでわかりませんが、結 構手にとってもらえないんですよね。このあ たりをどうにかうまく皆さんに購入いただけ るようにプレゼンテーションするような方法 はないかなと。施設の皆さんも頑張ってほし いんですが、なかなか現状に追われてそうい うプレゼンが余りうまくいっていないんじゃ ないかなという現実がちょっと見えたりしま したので、そのあたりを県の方でも何か支援 していただければというふうにも思います。 よろしくお願いします。

- ○溝口幸治委員長 要望でいいですか。
- ○山口ゆたか委員 はい。
- ○溝口幸治委員長 ほかに質疑ございません か。

なければ、これで質疑を終了いたします。 ただいまから、本委員会に付託されました 議案第1号について、採決をしたいと思いま す。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第1号は、原案のとおり可決す ることに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託された請願を議 題とし、これについて審査を行います。

それでは、請第46号について、執行部から の状況の説明をお願いします。

○岩谷健康づくり推進課長 健康づくり推進 課でございます。

請第46号、小学校就学前までの子供の医療 費無料制度を国に求める請願書でございま す。

これにつきましては、本県の状況を簡単に 説明いたします。

乳幼児の医療費助成につきましては、本県では、昭和48年から市町村に対する県の単独補助として取り組んでおります。市町村が実施主体となっておりますが、市町村に対する県の補助としましては、対象年齢が4歳未満で1カ月に3,000円以上かかる医療費につきまして、その自己負担額の2分の1を県が負担するというものでございます。

市町村では、助成の対象年齢、内容は異なっておりますが、就学前までの子供に対しては全市町村が助成を実施しておりまして、そのうち3市町が、自己負担額を定めております。

県としましても、就学前の子供たちの一部 負担の無料化の実施を国に対して要望してい るところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して 質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を 終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第46号についてはいかがいたしましょう か。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 採択、不採択両方の意見 がありますので、採択についてお諮りいたし ます。

請第46号を採択とすることに賛成の委員の 挙手を求めます。

#### (賛成者举手)

○溝口幸治委員長 挙手少数と認めます。よって、請第46号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第47号について、執行部から状況 の説明をお願いします。

#### ○倉永医療政策総室長 医療政策総室です。

請第47号ですけれども、これは全日本年金者組合熊本県本部からの請願でございまして、その内容は、まず1点目が、後期高齢者の医療制度は速やかに廃止し、もとの老人保健制度に戻すこと、それから2点目以下としまして、高齢者の保険料や窓口負担の軽減等の措置を講ずることとなっております。これらにつきまして、政府に対し意見書の提出を求めるというものでございます。

この請願につきましては、今回報告事項で報告の予定をしております内容の分と関連をいたしますので、まず報告事項の内容の方から説明をさせていただきたいと思います。報告事項の13ページをお願いいたします。

新たな高齢者医療制度の検討状況等についての1番目、新たな高齢者医療制度の検討状況についてでございます。

このことについては、6月の厚生常任委員会におきまして、その時点での報告をしておりますけれども、去る8月20日に国においてその中間取りまとめが公表されたところです。

資料の(2)にその概要を示しておりますが、まず、後期高齢者医療制度は廃止する、 それから、新たな制度において、高齢者は被 用者保険または国保に加入する、それから、 国保の高齢者医療については都道府県単位で 財政運営する、さらに、国保は将来全年齢で 都道府県単位化を図る、運営主体等について は引き続き検討するといったものが主な内容 になっております。

14ページをお願いいたします。

この中間取りまとめにつきまして、県としましては、(3)の問題点等のとおり、医療保険制度全体を見通した議論がなされていないこと、それから、市町村国保の構造的な課題は広域化だけでは解決ができないこと、それから、運営主体は都道府県が担うべきとの意見が多数とされておりますが、十分な議論はなされておらず、その理由は不明確といった問題点があると考えております。

今後の対応としまして、(4)に示しておりますとおり、政府の動向を見きわめながら、高齢者が地域の中で安心して生活できる、財源的にも安定した制度となるよう、知事会と連携するなどして、国に働きかけていきたいと考えております。

以上が報告事項の内容でございます。

そこで、請願の各項目の状況について説明 をいたします。

まず1点目につきましては、先ほど申し上げましたとおり、中間取りまとめの中で、後期高齢者医療制度は廃止するとされております。また、かつての老人保健制度は、特に現役世代の多くが加入する被用者保険の負担が増加したなどの問題点があったということで総括をされております。

次に、2点目以下についてでございます。 高齢者の保険料水準や窓口負担につきまして は、中間取りまとめの中で、負担能力に応じ て適切な負担にとどめることを基本として、 引き続き検討するというふうにされておりま す。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して 質疑はありませんか。 ○岩中伸司委員 高齢者の負担を適切にとい うのは、具体的にはどんなところでしょう か。審議の途中でわかりますか。

○倉永医療政策総室長 適切にということは、まだ具体的にどういうふうな内容になるのかというのは、引き続き検討というふうになっておりますので、余りまだ明確には見えていませんが、ただ基本的には、75歳以上、それから70歳から74歳まで、その辺の分については余り負担がふえないような形で、でも、負担ができる人は負担をしてもらうというふうなのを基本としている仕組み立てのもとで、今整理がされている状況ですね。

○岩中伸司委員 それでは、所得に応じて1 割、2割とか、そういう段階的になるという ふうなことで想定をしていいですかね。

○倉永医療政策総室長 そうですね、一応。 ただ、所得が少ない人ですとか、そういった 配慮が必要な人については、やはりそういっ た部分としての必要性というのは認識として はあるようですけれども、最終的にそれをど うするのかというのは、これから、恐らく10 月、11月ぐらいに、その辺の部分の将来の見 込みも試算をするような形の中で議論が行わ れるんじゃないかというふうに思っておりま す。

〇岩中伸司委員 基本的に民主党政権になって後期高齢者医療制度は廃止するというのが当初の公約として明らかにされたんですが、その方向ではあるというふうなことは間違いないんですけれども、ですから、この請願を出されている、やっぱり後期高齢者医療制度を廃止して、その間、以前の老人保健制度に戻して、そしてさらに改善をして窓口負担を少なくする、結局高齢者の負担を低くして病

院にかかりやすい条件をつくれというのが基本だというふうに思いますので、私は、この 請願についてはぜひ採択をしていただきたい というふうに思います。

○鬼海洋一委員 今この問題点等について御説明をいただきました。熊本県としてはこのように考えるということはありますが、まだまだ議論がなされていない、あるいはその理由が不明確であるという観点から、この問題に対する県としてのある意味での考え方を出されているわけですが、ということで、熊本県として、国に対して、こういう思いを持っていることに対する何か対応をとられておりますか。

○倉永医療政策総室長 一応全国知事会の中でもプロジェクトチームをつくりまして、その中で、この改革会議での検討とあわせまして、意見を提出したりとかいうふうな形の部分で、知事会の方でも、この問題について、都道府県としての意見を随時出していっておりますので、それと一緒になって県の方とも連携をして対応していくということで取り組んでいくことにしております。

○鬼海洋一委員 ここにもただし書きが書いてありますけれども、後期高齢者医療制度改革プロジェクトチームという、今お話しのところだと思うんですが、これはこのプロジェクトチームに対して熊本県としての距離感ですよね。どの程度──。この中に熊本県知事も含まれているんですか。

○倉永医療政策総室長 正式のメンバーじゃ ありませんけれども、随時情報をいただきま して、それに対していろいろ意見も出したり というふうな形の部分で動いております。

○鬼海洋一委員 知事として、このプロジェ

クトチームにその意思を伝えて反映をできる という状況になっているということで理解し てよろしいでしょうか。

○ 倉永医療政策総室長 はい、なっていま す。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ありません か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を 終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第47号についてはいかがいたしましょうか。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 採択と不採択両方の意見 がありますので、採択についてお諮りをいた します。

請第47号を採択とすることに賛成の委員の 挙手を求めます。

(賛成者举手)

○溝口幸治委員長 挙手少数と認めます。よって、請第47号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請第48号について、執行部からの状 況説明をお願いいたします。

○倉永医療政策総室長 医療政策総室の方から請第48号について御説明をさせていただきます。

請第48号は、いのちとくらしを守る熊本ネットワークからの請願でございまして、その内容は、1点目が、国保制度改善のために市町村への県支出金を増額すること、それから2点目が、国保の広域化に向けた広域化等支援方針の策定はしないこととなっております。これらを県に働きかけることを求めるというものでございます。

まず、1点目についてでございます。市町

村国保に対しましては、県は、国民健康保険 法上定められた法定負担金及び交付金につい て必要な額を確保し、平成22年度予算で155 億円余を計上しているところであります。県 独自の財政負担は行ってはおりません。

2点目についてですが、これは、先ほどの 請第47号と同じですが、報告事項の内容と関 連をいたしますので、これにつきましても、 報告事項の資料でまず説明をさせていただき たいと思います。

報告関係の15ページをお願いいたします。

15ページの1行目にお示ししておりますが、国は、市町村国保を将来的に全年齢を対象として広域化(県単位化)を図る方針でございます。そのための環境整備としまして、本年5月に法律を改正しまして、県の判断により市町村に対する支援の方針――これは広域化等支援方針と言っておりますが、を定めることができるとされたところでございます。

県としましては、(1)に示しておりますが、市町村国保が抱える構造的な課題の抜本的解決に向けた医療保険制度全体についての議論が国においてなされていないことから、現時点においては、県として広域化(県単位化)を積極的に進めることはできないと考えております。

ただ、財政の安定化につながる施策に重点を置いた支援の方針を策定することはできますので、その財政の安定化につながる施策に重点を置いた支援方策を策定して市町村を支援していきたいというふうに考えております。

それから、支援方針の概要については、(2)に示しておりますが、内容としましては、国保の保険者である市町村の加入者数による規模別の目標収納率の設定や、この目標達成に伴う県調整交付金の配分等を盛り込む予定としております。

今後の対応としまして、(3)に示しておりますが、市町村等から成る熊本県市町村国保

連携会議、これはもう8月に設置済みですが、この会議において、内容等について意見調整を行い、12月に策定をするということで作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して 質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 なければ、これで質疑を 終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第48号についてはいかがいたしましょうか。

(「採択」「不採択」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 採択、不採択両方の意見 がありますので、採択についてお諮りいたし ます。

請第48号を採択とすることに賛成の委員の 挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○溝口幸治委員長 挙手少数と認めます。よって、請第48号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続中の付託された請願を議題と し、これについて審査を行います。

それでは、請第39号について、執行部から の状況の説明をお願いします。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

請第39号は、県内の認可外保育施設で構成 する熊本県認可外保育施設連絡会からの補助 の新設等でございます。

去る6月定例会に請願が出されまして、当 課からは次の2点を御説明し、結果として継 続審査とされたところでございます。

1つ目は、財源の問題です。昨年度は、経済対策として単年度限りの特別な財源があったため、認可外保育施設に対する補助事業を

実施することができましたが、現在、そうした財源がなく、新たな補助制度の創設は困難な状況にあるということでございます。この点については、現時点におきましても状況に変化はございません。

2つ目は、国の施策の動向でございます。 国におきましては、保育等の子育てサービス に関する新たなシステムづくりが検討され、 その中で、認可外保育施設に対する支援のあ り方についても、これまでとは異なる考えが 示される可能性もあることから、当面は、こ うした国の動向を見守りながら、県としての 対応を検討していく必要があるということで ございます。

この点につきましては、去る6月29日、内閣総理大臣を会長とする少子化対策会議におきまして、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱として決定されまして、来年の通常国会に法案を提出し、平成25年度の本格施行に向けて段階的に実施していくこととされております。

ただ、この新たなシステムには、どのように財源を確保するのかが明確でないなど、さまざまな課題・問題点等が指摘されており、県としましては、全国知事会と連携しながら、制度設計等について、国に意見を申し上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 ただいまの説明に関して 質疑はありませんか。

○松田三郎委員 今課長の、ちょっと早口で、途中、新システムの中で認可外保育園に関してもどうこうというくだりがありましたけれども、両方一体化して、いわゆる子供園というのをつくるという場合に、この今ある認可外というのは、認可外という概念もなくなるのかなというふうな話、認可外自体もなくなって民間の株式会社の事業者の参入も認

めるということでしょうか。認可外自体が、 もうそういう概念がなくなるということです か。

○福島少子化対策課長 今、保育所に関しましては、「保育に欠ける」子供たちを保育するというそういう要件がございますが、これも撤廃しまして、いわゆる広い意味での保育のサービスを提供する事業者を指定しまして、あと、預ける親御さんと直接事業者が契約するということになりますので、どちらかというと、サービスをきちっと提供できるかどうか、そこで指定がされるかどうかということになっていくのかなという感じで受けとめております。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。 なければ、質疑を終了いたします。 次に、採決に入ります。

請第39号についてはいかがいたしましょうか。

#### (「継続」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 継続という意見がありま すので、継続についてお諮りいたします。

請第39号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 御異議なしと認めます。 よって、請第39号は、継続審査とすることに 決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮 りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から、報告の申し出が14件あってお

ります。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、健康福祉部の報告事項5については、付託請願の説明の中で付随するものとして報告がありましたので、この場での説明及び質疑応答は省略いたします。

それでは、吉田健康福祉政策課長から報告 をお願いします。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で ございます。

報告事項の資料の1ページをお願いいたします。第3期熊本県高齢者や障がい者等にやさしいまちづくり推進計画の策定状況について御報告いたします。

この計画は、いわゆるやさしいまちづくり 条例を根拠として策定したものでございまして、現在の第2期計画が本年度で終了するため、ただいま第3期計画の策定作業を行っているところでございます。本日は、その状況について御報告いたします。

まず、1番の位置づけですが、やさしいまちづくり条例に基づき、総合的に県の施策を進めていくための計画としております。今後ますます高齢社会を迎える中で、ユニバーサルデザインを理念としたやさしいまちづくり、これを引き続き進めていくこととしております。

次に、2番の計画策定体制ですが、やさしいまちづくり推進協議会、ここで計画策定に向けての協議を行いますが、その下部組織として、具体的な検討を行う計画策定専門委員会、これを設けまして、さらに推進会議における庁内協議を経ながら策定を進めておるところでございます。

次に、ページをおめくりいただきまして、 2ページ目でございます。

3、これまでの取り組みですが、昨年10 月、推進協議会におきまして策定方針が承認 され、当事者や団体等からさまざまな御意見 をいただきながら、本年度、これまで3回の 計画策定専門委員会で素案等の検討を行って まいりました。

次の4は、第3期計画の概要についてですが、基本的には、3ページに記載しておりますように、現在の計画の基本的な考え方を引き継ぎまして、条例の7つの分野を基本に検討をしておるところでございます。

上に戻りまして、計画期間は、来年度から 28年度までの6年間とし、中間的な見直しを 想定しております。

なお、次期計画の特色として、新たに、やさしいまちづくりの推進を強力に引っ張るために、重点プロジェクトというものを設けたいと考えております。こうした内容につきましては、現在策定委員会、それから今後推進協議会で議論をしていくこととしております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、今年度中に2回の推進協議会、さらに、 年末からパブリックコメントを経まして、2 月の県議会に提案させていただきたいという ふうに考えております。

以上、第3期やさしいまちづくり推進計画 策定の状況について御報告申し上げました。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

4ページをお願いします。熊本県次世代育成支援行動計画(前期計画)の取り組み結果について御報告をいたします。

まず、(1)に記載しておりますとおり、本 県では、次世代育成支援対策推進法に基づき まして、平成17年3月に前期計画を策定し、 次のポツですが、5年間に、250に及ぶ事業 から成る8つの基本施策を柱に、151の数値 目標を設定して推進してまいりました。

(2)でございますが、次世代法に基づきまして実施状況を公表する必要がございますの

で、今般、関係団体等から成ります推進協議 会の御意見を踏まえまして、前期計画の取り 組み結果を取りまとめましたので、今後公表 することにしております。

また、(3)のとおり、後期計画を本年3月 に策定し、現在計画を推進しているところで ございます。

5ページでございますが、取り組み結果で ございます。

(1)の目標達成状況でございますが、計画目標を達成している項目が45%、計画目標を8割以上達成している項目、これを加えますと66%とちょうど3分の2となり、おおむね順調に計画を推進できたと考えております。このことは、平成18年以降の合計特殊出生率が上昇傾向にあることにもあらわれておりますが、昨年度の出生率が1.58と全国順位は第3位と高いものの前年と同数値にとどまり、出生数はわずかながら前年より減少しているため、楽観できない状況にあると考えております。

また、(2)のとおり、分野によって達成状況にもばらつきが見られます。そういうことから、(3)のとおり、今後の取り組みといたしまして、少子化問題が、本県のみならず我が国全体の将来を左右する重要課題であることから、後期計画、特に前期計画で達成状況が思わしくない分野等に力を入れて推進したいと考えております。

なお、取り組み結果をまとめた資料と取り 組み事例集を別冊で配付させていただいてお りますので、後でごらんいただければと思っ ております。

続きまして、7ページをお願いいたします。本年4月、福岡市で発生しました児童虐待事件の検証結果について御報告いたします。

委員の皆様方には、既に9月9日に報告書 を配付させていただいておりますので、報告 書の特に重要な部分と県の対応を中心に御説 明をさせていただきます。

8ページをお願い申し上げます。中段から報告書の主な内容を記載しておりますが、特に、そこの1の(1)でございます。事例における問題点・課題としまして、措置解除、ケース終結に至った経緯について指摘を幾つか受けております。

まず、1つ目の丸でございますが、実母と 以前一緒に暮らしており、虐待を受けなかっ た長女と、その経験がなく結果的に虐待を受 けた女児、これを同時に家庭復帰させるので なく、個別に判断してもよかったのではない か。

2つ目の丸ですが、家庭復帰の時期が、実 母が将来への希望を持ちながら生活していた 時期である反面、福岡市への転居、あるいは 新しい男性との再婚、子供の引き取りといっ た生活環境が一変した時期であることを考え ると、もう少し実母の生活が安定してから考 えるべきではなかったか。

次の丸でございますが、これは、事件発生後、検証に当たって、女児が入所しておりました児童養護施設から聞き取り調査を行ったところ、施設の職員が、人見知りや緊張の度合いが大きいといった女児の心理的な問題に気づいており、早期の家庭復帰に懸念を抱いていたということが判明したことを踏まえると、児童相談所に十分その辺がつながらないまま措置解除に至ったんではないかといった指摘があっております。

飛びまして、10ページをお願いいたします。

10ページの中段ぐらいに、3、総括というのがございますが、ここは審査部会のまとめでございます。特に家庭復帰アセスメント、これは家庭復帰を判断するに当たっての評価ということになりますが、それと文書による情報提供の2点に特に課題があったのではないかと考えているということで、結果として事件の発生に至ったことの反省を踏まえる

と、相談所がより敏感に、より慎重にアセス メントを行う必要があったのではないかと思 われると。そして、このことが、福岡市に対 しまして文書による情報提供が行われなかっ たという結果につながった一つの要因だった のかもしれないという総括がなされておりま す。

そこで、3の県の対応方策でございます。 まず、(1)事件直後から取り組んでいるも のといたしましては、問題になりました文書 による引き継ぎ、これの徹底を図るため、① のとおり、転居事例につきましては、引き継 ぎが文書で行われたかどうか、管理簿を作成 し、確認を行うこととしております。また、 ②家庭復帰となったすべてのケースについ て、最低半年の継続指導を行うことを徹底し ております。

さらに、今回の検証結果報告書の指摘、提 言を受けまして、以下の取り組みを徹底する こととしております。

まず、①でございますが、検証結果で説明 しましたとおり、長女と次女の間に実母との 接触の時期に差があった、こういうことを踏 まえまして、きょうだい事例の場合には、同 時期の家庭復帰を前提とせず、個別的に判断 を行っていくこととしております。

次に、検証結果で家庭復帰前に実母の生活 環境に大幅な変化があったこととか、事件発 生後に児童養護施設の職員がいきなり出ていったということが判明したことなどを踏まえ まして、②及び③のとおり、児童相談所と施 設との間で退所児童の生活方法につきまし て、きちっとした見通しをつけてから復帰さ せるよう協議を行うとともに、家庭復帰が可 能かどうかを判定するための家庭復帰支援ア セスメントシートの作成に当たりましても、 児童相談所と施設で十分協議を行い、施設の 意見も踏まえまして作成することにしており ます。

今後は、提言を真摯に受けとめまして、よ

り一層関係機関との連携を図り、保護者援助 に努めるとともに、再発防止や未然防止に努 めていく所存でございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 次に、障がい者への差別をなくす条例についての説明でありますが、この件については課題も多うございますので、11月の上旬に別途委員会を開いて、きちっと議論したいと思いますので、きょうは簡潔に御説明をお願いいたします。

○東障がい者支援総室長 障がい者への差別 をなくす条例、これは仮称でございますが、 この取り組み状況について報告させていただ きます。

11ページをごらん願います。冒頭に記載しておりますとおり、現在、平成22年度末を目途に、障害のある人もない人もともに社会の構成員として生き生きとした生活を送ることができる共生社会実現のため、条例制定に取り組んでいるところでございます。

これまでの取り組みにつきましては、2に書いてございますとおり、21年1月に部内で検討を開始しております。そして、ことしの3月に条例検討委員会を設置し、この9月9日の第4回検討委員会にたたき台を示し、御意見をいただいたところでございます。

なお、この間、障害当事者や家族、団体等33団体との意見交換、県内3カ所のタウンミーティング、経済団体等関係団体19団体と意見交換を行ってきているところでございます。

今後の予定といたしましては、11月に第5回の条例検討委員会を開催いたしまして、県としての素案をまとめることとしており、その後、パブリックコメント、そして23年2月議会への提案を目途に進めていくこととしております。

3の現時点での条例たたき台ですが、条例

の目指すところは、障害者への差別を明らかにし、相談救済体制を整備することにより、 差別事案が生じた場合の話し合いを基本とした解決及び相互の交流等を促進することとしております。

12ページをごらん願います。条例案の主な 内容といたしましては、①障がい者の定義、 ②差別の定義、③話し合いを基本とした個別 事案解決の仕組み、そして、④意識啓発の取 組みについて規定することとしておりまし て、それぞれその概略をそこに記載しており ます。

なお、これらの条例のたたき台に対しまして、9月9日の検討委員会におきまして、また、9月議会における代表質問でも御意見をいただいたところでございます。その他、障害者団体等からも御意見をいただいているところでございます。たたき台に寄せられました御意見等を踏まえ、第5回検討委員会に向け、条例案策定に取り組むこととしております。

以上、条例の取り組み状況についての御報 告でございます。よろしくお願いいたしま す。

○末廣健康危機管理課長 健康危機管理課で ございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。 新型インフルエンザ対策に係る検証結果の御報告でございます。

本県では、昨年4月のWHOによるフェーズ4、人から人への感染確認の宣言後、直ちに知事を本部長とする対策本部を設置し、さまざまな対策を講じてまいりました。その結果、急激な感染拡大を防止し、社会的・経済的な混乱を最小限にとどめることができたのではないかと考えているところでございます。

しかし、新たな新型インフルエンザの発生 や今回の豚由来の新型インフルエンザの再流 行のおそれは引き続きありますことから、それらに備え、今回の対策の課題を整理し、今後の対策に生かすため、医療機関や市町村、学校現場、あるいはライフライン事業者等で構成します新型インフルエンザ対策協議会のメンバーにアンケートをお願いし、576の関係機関からさまざまな御意見をいただきました。その結果を県が実施いたしました7つの対策別に分類・整理いたしております。

17ページをお願いいたします。まず、昨年度の新型インフルエンザの流行状況を振り返ってみますと、右下の大きい方のグラフの細い線が全国の、太い線が本県の流行を示しております。昨年11月下旬にピークを迎え、本年1月下旬以降には鎮静化した状況が続いたため、国は本年3月26日に体制の見直しを発表しました。本県でも3月31日に対策本部体制を推進本部体制に引き下げております。

この間の患者数や入院者数、死亡者数は記載のとおりですが、本県の流行状況は常に国平均よりも遅く、流行のピークもほぼ全国平均並みに抑えることができましたことから、患者発生の集中による混乱を回避することができたのではないかと総括しているところでございます。

18ページをお願いいたします。昨年度中に本県において実施しました主な対策を分類化し、一覧化したものでございます。

1、対策のための体制は、対策本部設置あるいは対策協議会の開催、また、各地域振興局ごとにも地域対策本部、地域協議会の設置をいたしましたし、業務継続計画を策定して取り組んでまいりました。

2の相談体制としましては、新型インフルエンザの発生後直ちに県下11の保健所に発熱相談センターを設置し、発熱外来医療機関への受診勧奨を行いましたが、実際に発熱外来につないだ件数は、5,867件の相談中2.5%に当たります145件でございました。

3の医療体制は、発熱外来の設置や入院勧

告等の対応を行ってまいりました。

4のワクチン対策、それから5の感染状況を監視いたしますサーベイランス、それから、19ページでございますが、学校の休業等の社会的対応、それから7のパブリシティの活用等による県民への情報提供等の取り組みを実施したところでございます。

20ページをお願いいたします。これらの対策ごとに、関係機関からのアンケート結果を踏まえまして、課題と対策の方向性を整理いたしました。左から2列目に県、市町村などとございますのは、各課題に対する対応を行う主体を表記したものです。

まず、対策のための体制に関する課題としましては、①でございますけれども、圏域によっては関係機関間の連携が十分でなかったとの御意見もあることから、右側でございますけれども、今後の対策としましては、地域対策協議会を活用し、市町村と郡市医師会との調整や事業所等への情報提供の連携強化を進めていくということにいたしております。

21ページをお願いいたします。

3の医療体制に関しましては、①でございますけれども、発熱外来につきまして、今回は何とか対応することができたけれども、受診者数が多くなるとこれ以上は対応が難しいといった御意見、あるいは小児はほとんどが発熱しているために分離が難しいといった御意見もございましたことから、小児の今後の取り扱いや全医療機関での診療体制の速やかな移行方策について、医師会等と御相談していくことといたしております。

それから、②でございますが、約2割の医療機関において、医療従事者への感染事例があったという結果の報告を受けております。 恒久的な補償制度の整備について、引き続き 国に要望してまいりたいと思います。

22ページをお願いいたします。ワクチンに 関する課題でございますが、①でございます が、優先接種対象者ごとの接種が流行状況に 追いつかず、カテゴリーも多過ぎたといった ような問題、あるいは、②でございますが、 都道府県を通じた再配分では、配分の間隔が 長過ぎて必要なときにワクチンが手に入らな かったという御指摘、③でございますが、接 種希望者が複数の医療機関に申し込みをさ れ、あるいは待っている間に罹患をして接種 の必要がなくなったといったことで多くのキ ャンセルが発生し、結果、多くの不要在庫が 生じたこと、このアスタリスクマークに書い ておりますが、この不要在庫問題につきまし ては、国としての対応を強く求めました結 果、メーカー負担によるワクチン引き揚げが 既に実施されたところでございます。そし て、④でございますが、ワクチン接種受託医 療機関に県民の方々からの予約や問い合わせ が殺到しまして、8割の医療機関で業務に影 響があったという御報告がございます。

これらの課題は、いずれも短期間に大量の ワクチンを生産する体制が整備されていなか ったということに起因する問題でございます ことから、従来の鶏卵によりますバイオ速度 よりも3倍ほど速い細胞培養法による供給体 制を、国も既に化血研などのワクチン製造メ ーカーへの補助金交付を決めておられますけ れども、引き続き国に要望してまいりたいと 考えております。

23ページをお願いいたします。

5のサーベイランスに関しましては、①でございますが、当初患者や所属団体等を犯人視するような風潮とか言動が一部に見られましたことから、患者さんのプライバシー配慮、風評被害が生じないような啓発を日ごろから進めていきたいと考えております。また、②でございますが、健康監視につきましては、実績が乏しいことから、国の水際対策についても、国内対策へのシフトがおくれたといったことが国の総括会議でも指摘されておりまして、行動計画の見直し作業に着手されているところでございます。

6番の社会的対応に関しましては、臨時休業等が繰り返されまして、学校や保育所、保護者の大きな負担になっていたということから、流行拡大後の消極的休業、アスタリスクマークで注釈をしておりますけれども、多くの生徒が休むことで授業を進めることが難しくなった時点で行う学校の休業でございますが、その体制への切りかえのタイミングを今教育長と協議を行っているところでございまして、学校現場の負担軽減策を整えてまいることといたしております。

24ページをお願いいたします。情報提供でございますが、③でございますけれども、医療機関からは情報提供のスピードが遅過ぎたという御指摘をいただいております。ただ、8割を超える医療機関から電子メールの利用を希望するという声もございますことから、県医師会とも電子メールの活用策について協議を進めていきたいと考えております。

以上がこれまで実施しました関係機関のアンケート結果に基づく主な検証結果の概要でございますが、25ページをお願いいたします。

今後の流行の見通しでございますけれども、このグラフは、現在冬のシーズンにございます南半球のオーストラリアとニュージーランドの流行状況を示したものでございます。左側の図の大きい点線が昨年度のオーストラリアの流行で、黒い実線がことし9月までの実績でございます。ごらんのとおり、33週以降増加傾向が見られますけれども、右側の先行しますニュージーランドの方が昨年度の半分程度でピークを迎えているということで、昨年度のような大きな流行にはならないものと見込まれております。

この結果、断定することは危険でございますけれども、北半球でも昨年度のような大きな流行にならないのではないかと推測されているところでございます。

2ページ飛ばしまして、28ページをお願い

いたします。ただ、過去の新型インフルエンザの流行状況を見てみますと、このグラフは、1918年に世界的な大被害をもたらしましたスペイン風邪の状況を示したものでございますが、イギリスでは、第1波よりも第2波の方が大きな被害をもたらしていますし、日本でも4万人を超える死者が出ているところでございます。新型インフルエンザ対策につきましては、今後も十分な注意を払って体制を整えることが必要だと考えております。

29ページをお願いいたします。このため、 国では、昨年度実施しました国を事業主体と する新型インフルエンザワクチン接種事業 を、状況の変化に応じて、新たなワクチン接 種事業として、この10月1日から実施をいた しております。

その内容は、昨年度のように優先接種対象者を定めることはせずに、すべての国民を対象に実施するもので、接種費用は、市町村が郡市医師会と協議して定めております。このため、接種料金は市町村によって異なることとなりますが、昨年同様に、生活保護世帯や住民税非課税世帯には、市町村による負担軽減措置が実施されております。

接種を実施するのは、市町村の要請に応じて国と契約を結んでいただきました医療機関でございます。

また、ワクチンの種類は、昨年度は、新型と季節性が別々のものでございましたけれども、今年度は、新型と季節性が一緒になった3価ワクチンが十分な量を用意されているところでございます。

健康被害が発生した場合の補償につきましては、一番下でございますが、全額国庫で昨年度と同額の救済措置が設けられております。

なお、この新たな新型インフルエンザワク チンの接種事業は、今年度末までの実施が予 定されておりまして、その後は、季節性と同 様の取り扱いがされる見通しとなっておりま すが、現在国会に予防接種法の改正法案が提出されておりまして、可決、成立すれば、市町村による新たなワクチン接種事業に移行することが予定されているところでございます。

昨年度の新型インフルエンザ対策に関する 検証結果及び今後の見通し、対策に関する御 報告は以上でございます。

○小原ねんりんピック推進室長 ねんりんピック推進室でございます。

30ページをお願いいたします。ねんりんピック2011熊本開催1年前イベントについて御報告いたします。

来年10月に開催しますねんりんピックを県 民の皆様にさらに広く知っていただくため、 今月10月を広報強化月間と位置づけ、開催1 年前イベントを実施いたします。

まず、メーンイベントといたしまして、15 日と16日に、交通センターをメーン会場に、 記念式典を初め、講演会、ステージイベント 等を実施いたします。

次に、31ページをごらんください。そのほかのイベントといたしまして、熊本市のお城祭りなどとの連携や、ねんりんピックの交流会場となっている市、町にとどまらず県内全市町村での積極的な広報展開を図るため、広報宣伝キャラバン隊による全市町村訪問による大会PRなどを行います。

次に、32ページをお願いいたします。さらに、県民総参加に向けた取り組みの一環として、10月15日から、みんなでおもてなし募金を開始いたします。県民から寄せられた募金で、全国から参加される約1万人の選手・役員の方々に、心のこもったおもてなし記念品グッズを製作し、お配りしたいと考えております。なお、この記念品グッズの製作は、障害者福祉施設に依頼することとしております。目標金額は1,000万円で、受け付け期間は来年1月31日までとしております。

これら、以上のイベントや募金を通じて大 会に向けての機運をさらに高めていくことと しております。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 これまでのところで質疑 を受けたいと思います。

委員の先生方、質疑はございませんでしょ うか。

○藤川隆夫委員 インフルエンザの件でちょ っとお伺いしたいと思うんですけれども、新 しい新型インフルエンザ、もう既に接種が始 まっておりまして、実は私ももう既に打って いますけれども、その中で、実は昨年のとき の優先接種の順位として妊婦さんを先にとい う話があったかと思います。今年度は、そう いうような優先接種はなくなるんですけれ ど、それはそれでいいと思うんですけれど も、ただ、妊婦さんに対して予防接種をする に当たって、昨年はある程度国が推奨した と。ただ今回は、添付文書どおりにしなさい ということになっているみたいで、添付文書 どおりというとどういうことかというと「妊 娠中の接種に関する安全性は確立していない ので、妊娠または妊娠している可能性のある 婦人には、予防接種上の有益性が危険性を上 回ると判断される場合にのみ接種すること」 になっています。となると、現場としては非 常に接種がしづらい状況。状況は今出てきて おります。

これに関して国の見解というのはどのよう になっているのか、教えてもらえればと思い ます。

○末廣健康危機管理課長 添付文書に関する 御指摘につきましては、今、藤川委員から御 指摘のとおりの内容でございました。私も国 の方策等について以前確認をとっておりまし たので、御報告させていただきます。 妊婦の副反応報告につきましては、全接種対象者の報告頻度と比べましても同程度ということが国の検討会で報告されております。そこで、国にこの点の違いを照会しましたところ、妊娠中の接種に関する安全性は確立していないという記述が削除されていない理由としては、安全性の確立については慎重な判断を要することから、引き続き情報収集中であるためという回答でございました。

したがいまして、御指摘のとおり、ワクチン接種によります健康被害者への補償制度が 重要だと、これまでも御指摘を受けておりますし、昨年の9月議会の本委員会でも、国へ の意見書を採択いただきまして、要望をして いただいております。

執行部としても要望をしてまいりましたが、本年3月に補償の増額を含みます予防接種法改正案、先ほどちょっと御紹介しましたけれども、参議院に提出されまして、その後衆議院において継続審議のままの状態となっております。

この改正法案では、接種時にまでさかのぼりまして、生活維持者が死亡した場合の補償でありますと3,330万円の死亡一時金とするなど、1類と2類のちょうど中間ぐらいの補償額まで補償額は引き上げる法案が今上程されております。

国としては、その成案を待つといいますか、我々としましても、その早期成立を期待しているところでございます。

○藤川隆夫委員 補償の部分に関しては、そうあってほしいと思いますけれども、実際の実施する場合の部分、やはり安全性に関して特に何ら問題がなかったというデータが出ているのであれば、それをやはり公に出していただいて、安全ですよということを国自体が言ってもらうということが大事になるのかなと。そうしないと、やはりなかなか現場で打ちづらいし、妊婦さんたちも、打ちに来たん

だけれども、いや、医療機関でこういう状況 だからちょっと待ってくださいという話になってしまうと、それはそれでまた困った話になるというふうに思いますので、ぜひその部分を伝えていただければと思います。

○末廣健康危機管理課長 国に要望してまい りたいと思います。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 次世代育成の関係で少子化 対策課長にちょっとお尋ねします。1つ要 望、1つ質問でございます。

先ほど――これはぜひ部長にも要望でございますが。さっきちょっと補正の関係で議論になりました子ども・子育で新システム、もちろん全貌が明らかになっておりませんので、細部にわたってまだ不明なところもありますし、ある程度わかっているところもある。非常にこの方向性として大きな変革だと思います、制度としての。非常にこの方向で本当に大丈夫なのかなというような心配、危惧を持っております。

ですから、我々議会としてといいますか、 我々会派としても、今後場合によっていろい ろな行動を起こしていこうというような話を いたしておりますので、ぜひ県としても、決 まったからこうするというようなことじゃな くて、県としての考えなり、あるいはいち早 くその情報が入手できるのであるならば、我 々にも、断片的な情報で結構でございますの で、いろいろ情報を共有して、お互いに協力 できる部分はやっていきたいと思いますの で、ぜひその辺の御配慮をいただきたいとい うのが要望でございます。

関連しまして、これは補正のところでもちょっと申し上げようと思いましたが、安心こども基金、これが非常にいい基金で、自公政権のときできた基金だと思いますが、大体今

年度で終了の予定という話を聞いておりました。

先般の新聞の報道を見ておりますと、国が 1年間延長して、保育所の整備等を中心に、 たしか1,000億この基金に積み増しをすると いうような記事を見まして、その当時は吉田 課長が課長だったですね。基金ですから、例 えば、交付税じゃなくて、1,000億のうち、 各都道府県にこうやって積み増しを言われて いるというわけじゃないでしょうから、恐ら く、そのときの経験を話していただいて結構 ですが、ある程度の事業量というか、熊本県 としてこういう要望がありますからというの を積み上げて、例えば、これから熊本県はど れだけ積み増しというふうに来るんだろうと 推測いたしますが、そこで質問ですが、今の 段階で、今回この補正が通ったとして、基金 がどれくらい残っているのか、金額。

それと、今回この国の臨時国会で今申し上 げました国の予算が成立した場合、その後の スケジュールとして、例えば3年間だからと 保育所によってはもうあきらめたところもい らっしゃるわけですね、施設整備なんかで。 これまた1年延長になりますがどうですかと 言われても、なかなかお金のめどであります とか、いろんな計画の問題で間に合わないと ころも出てくるでしょうし、ほかの事業も含 めて、さっき言いました積み上げながら、県 内の関係者の方に要望を聞きながら積み上げ て国に言って、国から、例えば熊本県は幾ら 積み増しですよと来てから、また年度内にと いうのは非常にスケジュール的にもタイトで はないかなと思うので、その辺の感想といい ますか、県としてどういうふうな対応をして いこうと今の段階で思っていらっしゃるの か、2点につきましてお尋ねしたいと思いま す。

○福島少子化対策課長 安心こども基金についてのお尋ねでございますが、まず現在の基

金の状況でございますが、平成20年度の2月 補正が最初――昨年の2月議会、そこから始 まりまして、6月補正、さらにことしの2月 議会での補正等ございまして、約63億ほど積 み立てをさせていただいております。

この安心こども基金につきましては、大きく4本柱がございまして、1点目が、保育サービスの充実ということで、これは主に保育所の整備でございます。2点目が、すべての子供・家庭への支援ということで、今回補正もお願いしておりますけれども、いろんな子育での取り組みに対する支援、それが2点目でございます。あと、3点目が、ひとり親家庭への支援ということで、これについては、ちょっと別途多額の探択も受けまして実施をしております。4点目が、社会的援護の拡充ということで、これも今回補正をお願いしておりますが、児童養護施設の関係の環境改善ということで、大きく今4つの柱で取り組みをしております。

それで、特に御質問のありました保育所の 関係なんですけれども、今、21年度、22年度 ということで取り組みを行ってきております が、最終的には配分に対しましては少しちょ っと余るかなという状況なんですけれども、 実は来年度につきましても、当然、全国知事 会等も通じまして、積み増しとか延長のお願 いをしておったということもありまして、実 は既に要望等の調査は、今後その基金がどう なるかはっきりはしないけれどもという前提 でありますけれども、既に要望等の照会はさ せていただいておるところでございまして、 そういった面で積み増しもあるということで あれば、そこでの対応をとりやすくするよう に事前にはちょっと動きをしておるところで ございます。

あと、基金の活用につきましては、今回補 正でお願いした地域子育て応援事業みたいに 10分の10のもあれば、保育所整備みたいに負 担を伴うものもありますので、なかなか簡単 に全部使い切るというのは難しゅうございますが、極力10分の10の事業については活用しなきゃいけないなというふうに思っておりますので、今年度の活用とあわせまして、来年度に向けた動きも既にちょっと着手しているというような状況でございます。

- ○松田三郎委員 結構です。
- ○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
- ○堤泰宏委員 12ページ、身体障害、知的障害、精神障害と書いてありますね。主な内容で、①障がい者の定義、これは障害者というとはですたい、自己申告でいくと書いてある。どっか判定基準があっと。私は障害者でないと言えば障害者じゃないわけ。
- ○東障がい者支援総室長 ここで言っている 身体障害、知的障害、精神障害は、それぞれ の障害の状態、機能障害があるというのが前 提でございまして、自己申告だけではないと いうところでございます。
- ○堤泰宏委員 いや、丹下左膳のごったい、 片手、片目で強かつもおってよ、おらあ障害 者じゃない、おれは強いて言うたときには、 あれは障害者じゃなかでしょうたい。座頭市 も一緒ですよ。目が見えぬでも、おらあ障害 者じゃない、おれは強いて言えばたい。一般 的には、あたたちが言うと、2人とも障害者 じゃな。宮城道雄さんもおるたいな。
- ○溝口幸治委員長 堤委員、これは11月にまた集中的にこれ……。
- ○堤泰宏委員 だけん、今言うとかぬと、こん人たちは勉強して答えてもらわにゃいかぬ。11月、私が徹底的に質問しますから。私が冗談で言う、手ば挙げてよ、これは――私

は差別用語でも何でもないです。これは県民 の声を届けとるだけですよね。ある県民の女 性の方から、顔面障害者というのをつくって くれと。私は、沢口靖子さんとか何とか、何 か映画女優の名前ば何人か出して、うらやま しいと。確かに、ああたは似とらぬなと私は 言いました。いろんな考え方とかがあると思 うんですよね。

だから、ここの障害者というとは私わからぬとたいな。丹下左膳やら強いけんな。座頭市も強い。ひとりぼっちで生きていくですよね。宮城道雄さん、高橋竹山、あの人たちは障害者であったのか。丹下左膳はよか、座頭市もよかけん、宮城道雄さんとか高橋竹山、それからピアニストとか、たくさんおるですよね。あの人たちは障害者手帳を持っとったのか。そぎゃんとばちょっと今度質問させてもらおうと思いますので、調べとってください。

以上です。

○溝口幸治委員長 東室長、一応調査をしと いてください。

ほかにございませんか。

○藤川隆夫委員 児童虐待事件での検証結果の報告書の中に、その他のところにあるんですけれども、児童相談所、これの体制強化についていろんな意見等も議場でも出ておりますけれども、人員を、配置をふやすのかどうするのか、施設をまださらにふやすのかどうか、具体的にこれをやっていかないと、恐らく、ここに書いてあるとおり、今後児童虐待はますますふえてくると思いますので、その強化がやっぱり必要だと思うんですけれども、この部分に関してはどのように今後検討されるのか。

○福島少子化対策課長 児童相談所について のお尋ねでございますけれども、今回3人の 先生方から児童虐待についても質問がありま して、その中でも答弁があっておりますが、 まず体制につきましては、今回熊本市の児童 相談所ができまして、全体で31名から40名と いうことで増員が図られておりますが、まず 熊本市の状況あたりが今後どうなっていくか ももちろん見て、県全体のことを考えなきゃ いけませんし、あと、移行後の中央児童相談 所がどういう状況にあるか、その辺も十分踏 まえまして、今、児童相談所のあり方検討と いうことで、要は、熊本市の相談所ができた 後、中央児童相談所、それから八代児童相談 所が、どうあるべきかということについてし っかり検討をしていきたいと思っております ので、ちょっとその中で具体的には検討をし ていきたいというふうに思っております。

○藤川隆夫委員 議場でも聞いておりまして、大変、本当にこれだけで足りるんだろうかというふうに思っておりましたので、きょうちょっと質問させていただいたんですけれども、やはりよっぽど根性入れて整備していかないと、人員自体、スタッフ自体もやはりベテランの人じゃないと、これは対応できないわけでして、そういう人が一朝一夕にできるわけでもありませんので、その部分、長期的なスパンでもって、人員の育成なり体制なり、それをやっぱり整えていく必要があるというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。 なければ、野田環境政策課長。

○野田環境政策課長 財団法人水俣・芦北地 域振興財団の経営状況について説明させてい ただきます。

資料は別添に用意しておりますので、別添 の資料の方をよろしくお願いいたします。資 料につきまして、全部で26ページございます が、最後のページでございます。26ページの 方で簡単に説明をさせていただきたいと思い ます。

真ん中に網かけの色の濃い部分がございます。これが現在の水俣・芦北地域振興財団でございます。その左側を見ていただきますと、3つの財団が統合されて現在の財団になったものでございます。

3つの財団、簡単に御説明いたしますと、まず1つ目が、一番上にございます水俣・芦北地域振興基金でございます。これは、チッソへの設備投資資金の貸し付け、それと地域振興事業を行っていたものでございます。2番目が、水俣病問題解決支援財団でございます。2番目が、水俣病問題解決支援財団でございます。これは、平成7年のときのチッソへの和解一時金の貸し付け、それと、もやい直しセンターの運営費助成などを行っていたものでございます。3つ目の財団が、水俣・芦北地域環境技術研究開発支援基金と申しまして、チッソが支援しました水俣環境技術開発センターへの出資及び補助、それと、地域内企業の環境技術研究開発助成事業をしたものでございます。

この3つの財団が、平成12年12月1日に統合をしまして、3つの財産、基本財産80億を引き継ぎまして、それと、あわせまして、ここにセーフティーネットというのを小さい字で書いておりますが、チッソが現在患者支援を行っておりますが、万が一経常収益の中から足りないという形になりますと、この財団の方がチッソに貸し付けると。そういうセーフティーネットもあわせて担った財団でございます。

主な事業につきまして、右の方に矢印で出ておりますが、助成事業という形で書いております。21年度助成事業につきましては、地域振興事業等4事業で2億2,900万実施しています。4番目の特定目的基金造成事業につきましては、21年度単年度限りの事業という形で実施したところでございます。22年度の

予定としましては、通常の3事業に合計9,50 0万程度を助成するということにしております。今、金利の関係で、大体年間1億程度の 助成を実施しているという状況でございます。

それから、芦北・水俣振興財団から下に矢 印が出ておりますけれども、22年度の新規事 業としまして、チッソ株式会社への一時金支 払資金貸付事業というのが今度新たに始まる ということでございます。予算額につきまし ては475.5億、内訳は、国庫補助金が85%、 県債が15%という内訳になっています。貸付 条件につきましては、利率が1.4%で30年償 還の5年据え置きという形になっているとこ ろでございます。

なお、一番最後に、県債発行によるチッソ 株式会社への貸付状況というのを載せており ます。平成22年3月31日現在で元利合計で1, 494億余がまだ残っているという形でござい ます。内訳は、そこに記載しているとおりで ございます。

なお、当財団を経由して貸している部分につきましては、設備投資資金の分につきまして、残高が合計で94億6,000万余、一時金支払貸付金、これの残高が120億余というふうになって、これに今回のこの一時金の貸し付け分がまた上乗せされるという状況になっているところでございます。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○松島環境保全課長 環境保全課でございま す。

2本の報告がございます。

資料33ページをお願いいたします。大気汚染防止法に基づき、平成21年度に実施しました大気等の環境調査結果の報告でございます。

ごらんいただけますか。このオレンジ色の 45報の報告書に掲載しておりますが、この後 報告がございます水環境課の水質調査報告と あわせまして、別途お届けいたします。

まず、1の(1)の大気汚染常時監視結果につきましては、浮遊粒子状物質や光化学オキシダント以外は、すべての測定局で環境基準を達成しておりました。なお、光化学スモッグ注意報につきましては、平成21年度は、5月に2日間、延べ3地域で注意報を発令しておりますが、本年度は、今のところ注意報等の発令はあっておりません。

- (2)の酸性雨調査結果につきましては、八 代市等4地点ですべて酸性雨の目安でありま すpH5.6以下となっておりまして、酸性雨の 傾向がまだ見られます。
- (3)のアスベスト調査結果につきましては、採石場周辺等での大気環境濃度調査を行いましたけれども、すべて基準値以下でございました。

2の有害大気汚染物質、3の環境騒音調査、また、34ページの環境放射能調査の結果については、異常値は認められておらず、環境基準項目についてはおおむね達成してございます。

次に、35ページをお願いいたします。ダイオキシン類対策に係ります水俣湾公害防止対策事業について、これは土木部港湾課が実施しました事業の完了の報告でございます。

まず、37ページをお願いいたします。工事 区域でございます。図面のほぼ中央に位置し ますチッソ水俣工場内の水路から左下の百間 船だまりまでの県管理区間におきます堆積し たダイオキシンを含む土砂のしゅんせつ工事 でございます。

35ページにお戻りください。1の経緯ですが、平成12年度から平成14年度にかけまして、百間水路等において、水質や底質に環境基準の超過が確認されました。その後、ダイオキシン対策検討委員会を設置いたしまして、対策範囲や工法が決まりました。そして、平成20年度に水俣市梅戸地区にしゅんせつ土砂の処分場を建設した後、昨年11月から

百間排水路、百間船だまりのしゅんせつ工事に着手し、本年7月にしゅんせつ工事が終了いたしました。そして、この9月30日に、処分場におけるしゅんせつ土砂の覆土・舗装が終了したところでございます。

工事概要でございます。2の(1)の工法でございますけれども、ポンプしゅんせつとグラブしゅんせつを行い、その後、セメント固化して土砂処分場に埋め立てるという方法でございます。

36ページをお願いいたします。

工事の監視ですけれども、工事による水質 等の異常な濁りはございませんでした。

(3)の工事終了の確認でございます。約1 万3,000立方メートルの土砂をしゅんせついたしまして、工事前後のダイオキシン類の濃度比較につきましては表1のとおり、調査位置につきましては、37ページの中央に拡大した図面を載せておりますけれども、すべての地点で環境基準150ピコグラムを下回る結果となっております。

3の今後の対応でございますけれども、処分場において定期的な目視調査と観測井における地下水調査を行うということでございます。

以上でございます。御審議よろしくお願い いたします。

○田代水環境課長 水環境課でございます。 38ページ、平成21年度水質調査結果につい て御報告いたします。

まず、公共用水域の水質調査の結果、(3)をお願いします。

①健康項目、カドミウムなどの物質につきましては、河川の一部で阿蘇火山等の地質由来と見られます弗素の環境基準超過が見られましたけれども、その他の河川、湖沼、海域とも異常はございません。

②生活環境に関する項目でございます。表で説明します。39ページ、下の表1をごらん

ください。河川につきまして、水質汚濁の代表的指標でありますBODの水系全体の環境基準達成率は91.5%でございました。長期的に改善をしております。表の右横、米印の方では、環境基準を超過した地点等を説明しております。

次のページをお願いいたします。

表 2、湖沼でございます。 3 つありますが、緑川ダム貯水池で窒素分が、わずかでございますけれども、基準を超過しております。

表3、海域でございます。COD、汚濁の 指標ですけれども、全体で環境基準達成率8 4.2%、近年、ほぼ横ばいです。それから、 富栄養化物質でございます窒素及び燐につき ましては、基準達成率57.1%、7水域中4水 域で達成という状況でございまして、ここ数 年窒素の濃度は低下傾向ですが、燐の方の濃 度が上昇傾向にございまして、原因を調査中 でございます。

環境基準達成に向けて関係機関で互いに情報を共有して取り組んでいきます。

次のページ、地下水質につきまして、下の方の(3)調査結果の概要でございます。①から⑦までさまざまな各種の調査をやっておりますけれども、全体としまして、トリクロロエチレンといいました有機塩素化合物等による新たな汚染は見られなくなっておりまして、硝酸性窒素、あるいは自然由来の砒素や弗素、これによる汚染が各地で見られております。

次のページ、(4)でございます。調査結果 判明の都度、井戸の所有者あるいは市町村に 連絡をしておりまして、超過井戸につきまし ては、飲用指導等行うとともに、継続調査を 実施します。また、特に硝酸性窒素につきま しては、荒尾地域、熊本地域での対策計画を 策定するなど、関係機関とともに取り組んで いるところでございます。

次に、45ページをお願いいたします。水俣

湾の環境調査につきまして、本年度調査の中間報告でございます。今回報告しますのは、(2)の表で、水質の6、8月実施分、それから埋立地周辺の地下水の8月分、そして魚類の水銀含有量調査の結果でございます。

結果は、次のページをお願いいたします。
①水質調査、地下水調査につきましては、いずれも水銀は検出されませんでした。また、②魚類調査につきましては、表の右側でございますけれども、カサゴとササノハベラ、2魚種とも――括弧内は21年度の調査結果ですけれども、大きな変化は見られませんでした。なお、暫定的規制値を超えていませんでした。今後、10月以降に予定しました調査を計画的に実施します。次の地図は、調査地点を示しております。

水環境課は、以上です。

○加久廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

報告事項48ページをお願いいたします。公 共関与による管理型最終処分場の整備に係る 最近の主な取り組みについてでございます。

目的を省略させていただき、最近の取り組み状況から御説明させていただきます。住民説明会等の開催状況に記載しておりますとおり、7月11日には、大場・胡麻草区で住民説明会を開催するとともに、8月6日には、和水町の内田区、長小田区の約50名の方々に佐賀県の公共関与処分場を視察していただいております。また、8月18、19、21日には、南関町主催による住民説明会が3地区で開催されております。8月20日には、南関町議会全員協議会で事業の状況等を御説明しておりませ

環境アセス手続ですが、昨年11月から周辺環境を調査する現地調査に着手しており、本年2月、3月の渇水期に引き続き、南関町米田区、和水町内田・長小田区で豊水期の民間井戸調査等を実施しております。今後の流れ

等は、後ほど御説明いたします。

陳情等の状況でございます。事業の進展等もあってか、7月から9月にかけまして、南 関町の申し入れを初め処分場に対する不安か ら、各種陳情等をお受けしております。

49ページをお願いいたします。今後の取り 組みでございます。地元の理解促進から御説 明しますが、現時点では、住民説明会で厳し い意見をいただくなど、施設の安全性などへ の不安から地元との建設合意に至っていない 状況にあります。現在環境アセスメント現地 調査を実施している旨の御説明をいたしまし たが、現地調査結果が、冬、春、半期分得ら れたことから、近く現地調査の中間報告を取 りまとめて地元に説明するとともに、調査結 果を踏まえて、環境保全措置を早期に示して まいりたいと考えております。

また、より安全安心な施設となるよう技術 検討を重ねた結果、クローズド・無放流型の 施設構造とすることが、現地の状況に最も即 した安全対策として考えており、こうした施 設構造案を地元に具体的にお示しし、御心配 に対して一つ一つ丁寧に回答し、御理解を求 めてまいりたいと考えております。

今御説明いたしましたクローズド・無放流型について、少し内容の概要を御説明したいと思います。

50ページをお開きください。クローズド・ 無放流型でございますが、このクローズド・ 無放流型は、処分場を屋根や外壁で覆うもの で、屋根等のないオープン型と比べますと、 建設費等の初期投資が増加するものの、公共 の役割としての安全性をより高めることがで き、住民の不安を軽減できる施設構造と言え ます。

具体的にクローズド・無放流型がどのよう に地域住民の方々の不安を払拭できるのかと いう点でございますが、幾つか御紹介いたし ますと、漏水による地下水汚染の御心配につ いては、処分場に雨水を流入させず、安定化 のため人工散水するため、万が一に漏水が検知された場合も、直ちに散水をとめることで地下水汚染のリスクを排除することができます。また、処理水の放流による河川や水田等の汚染の御心配については、今回河川に放流しないこととしたため影響はありません。また、屋根や壁により密閉されているため、粉じん、悪臭、大気汚染、騒音等を最小限に抑えることができます。

初期投資額は、屋根等の施設構造に建設費がふえるため、基本設計からおおむね10億円前後増加する見込みです。しかしながら、汚水を処理する浸出水処理施設の規模を小さくすることができるため、維持管理費を抑制できます。供用開始後の廃棄物処理場の動向にもよりますが、建設費と維持管理費を合わせたトータルコストでは、初期投資額の差をかなり圧縮できると考えております。

なお、当施設は、熊本県環境整備事業団が整備・運営する産業廃棄物施設であり、国、 県補助以外を除き、基本的なコストは排出事業者からの受け入れ料金で賄うこととなります。

今後、さらに具体的な設計を進め、最終処分場の動向を踏まえた施設規模及び収支計画を策定する中で、県負担も含めて詳細を決定していく予定にしております。

いずれにいたしましても、我々としては、 この施設構造とすることで、住民の御不安の 多くにおこたえすることができるのではと考 えております。

今後具体的に内容を御説明し、御心配に一つ一つ丁寧に回答してまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の52ページの方をお願いいたしま

す。水俣病対策の状況等につきまして御報告 いたします。前回の委員会以降の経緯につき まして記載をしておりますが、その主なもの を御説明いたします。

まず、6月25日、熊本地裁で和解協議が行われ、取り組み状況につきまして、原告・被告が裁判所の方に報告を行っております。

6月27日、特措法による救済のための第1 回判定検討会を開催いたしております。

1つ飛びまして、7月16日、水俣病認定申 請棄却処分取消・認定義務付け訴訟につい て、大阪地裁から判決が言い渡されました。

1つ飛びまして、これに対しまして、7月 22日に大阪高裁に控訴いたしております。

また1つ飛びまして、9月7日、国が、被害者救済のためのチッソに対する一時金に係る貸し付けにつきまして、予備費支出を閣議決定しております。

9月9日に県議会が臨時会を開催いただ き、これにつきまして、補正予算について議 決をいただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。2の新た な救済策の取り組みについてでございます。

まず、和解所見に基づく救済についてでございますが、対象者数は2,497人で、第三者診断につきましては5月15日から開催し、判定につきましては5月30日から実施をいたしております。

次に、特措法に基づく救済についてでございます。8月31日現在の申請総数は2万5,545人で、一時金を御希望の方が、下の表のところの小計のところに記載をしておりますとおり、1万803人でございます。特措法に基づきます公的診断につきましては6月3日から実施をし、判定につきましては6月27日から実施をいたしております。

次のページをお願いいたします。(2)の今後の県の姿勢及び役割についてでございます。

和解所見に基づく救済につきましては、10

月8日に原告・被告が熊本地裁に対しまして報告をすることになっております。また、和解所見では、原告・被告は、和解の成立等が年内を目途に終了するよう努力することとされております。県としましては、第三者診断などを円滑かつ迅速に実施できるよう最大限の努力を行ってまいります。

特措法に基づく救済につきましては、救済 措置の方針では、保健手帳をお持ちの方及び 認定申請中の方につきましては今年度中に判 定を終え、一時金の対象者を確定することと されております。

また、新規の申請の受け付けの終期につき ましては、平成23年までの状況を把握して時 期を見きわめることとされております。

県としましては、和解と同様に診断や判定 に最大限の努力を行ってまいります。

水俣病保健課は、以上でございます。

○寺島水俣病審査課長 55ページをお願いい たします。

まず、認定業務の状況についてでございますが、(1)認定申請の状況は、最高裁判決以降の認定申請者数は4,248人でございます。

(2)を省略いたしまして、(3)の方でございますが、認定審査会の開催、こちらにつきましては、今後も、検診の状況などを勘案しながら、審査会を開催していくこととしております。

4番、裁判の関係でございます。国家賠償等請求訴訟が4件提起されておりますけれども、このうち3件は裁判所の和解協議に移っております。また、認定義務づけ等を求めます行政事件訴訟関係が3件でございますが、先ほどもちょっと説明がございましたけれども、このうち、大阪地裁に提訴されておりました棄却処分の取り消し及び認定義務づけを求める訴訟につきましては、ことし7月16日に県敗訴の判決が言い渡され、県は、これを不服として7月22日に大阪高等裁判所へ控訴

をしております。 以上でございます。

○野田環境政策課長 委員会報告事項、最終ページの56ページをお願いいたします。チッソ株式会社が支払う一時金に係る貸し付け状況についてでございます。

制度の概要につきまして、今回の救済につきましては、対象者に対しチッソ株式会社が一時金を支払うこととされておりまして、国及び県は、所要の措置を講じるというふうに特措法でされたところでございます。

4月16日の閣議了解、閣議決定によりまして、県が財団へ出資し、財団がチッソへ貸し付けるという、こういう支援措置をとること、そして、これが、熊本県の協力を得て、国の施策として行われるということが決定されたところでございます。

2番目の貸し付け予定額でございますが、 先ほど財団の中でも申し上げましたとおり、 475億5,190万円とされ、内訳につきまして は、国が85%、県債が15%とされたところで ございます。

9月9日に臨時県議会を開催していただきまして、おかげをもちまして、その後もスムーズに事務処理をすることができまして、ここに記載しておりますとおり、9月22日に県から財団への出資ができまして、9月24日に財団からチッソへの貸し付けを実施し、10月1日から、チッソから一時金の支払いが始まったという報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○溝口幸治委員長 報告が終わりましたの で、質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○鬼海洋一委員 43ページ、水環境の方でお 尋ねをしたいと思います。

この表を拝見いたしましたが、例えば、砒 素等については基準超過数が31件、トータル ですね。それから、あとのテトラクロロ、こ れは環境ホルモンにかかわる物質ですけれど も、これが合計25件、それから硝酸性窒素、 この発がんにかかわるものですけれども、88 カ所というぐあいに、かなりなものが実は今 回は散見をされるわけですけれども、お尋ね したいことは、例えばこの硝酸性窒素等につ いては、環境対策でふん尿処理施設等の事業 などを含めて――農政部とのかかわりもある わけですよね。主に出されている今回こうい うデータが出たものについて、周辺環境とい いますか、どういう状況のもとでこういうも のが今検出されたのか、あるいはそれらのこ とについてどういう対策を今とられているの かということをちょっと御説明いただきたい と思います。

○田代水環境課長 テトラクロロエチレンと か、こういった物質につきましては、最近新 しい汚染は見つかっていませんが、汚染地区 調査ということでフォローアップをしていま す。濃度が上がっているというような状況に はございません。

それから、硝酸性窒素につきましては、まさに我々の生活排水と施肥、肥料、それから畜産排せつ物の不適正処理ということですけれども、これにつきましては、私ども平成9年度に庁内の硝酸性窒素対策会議を開きまして、農政部、それから土木、それから我々環境の方が入った形で対策をそれぞれやっているという状況でございます。計画をつくって、それぞれやっているという状況でございます。

詳細に、例えば化学肥料等はかなり削減しておりますし、家畜排せつ物につきましても、平成16年度から法律が施行されまして、ほとんど野積み、素掘りなどの不適正処理はなくなっておりますけれども、しかし、なぜ

まだこういう状況なのかというところにつきましては、引き続き、ちょっと原因究明といいますか、そこら辺を地域ごとに見ていきたいということで、関係課とつい先日も、例えば熊本地域の硝酸性窒素対策会議を開くといったようなことで、原因究明調査をしようじゃないかということをしております。

そういう状況でございます。

- ○鬼海洋一委員 砒素は天然物ですか。
- ○田代水環境課長 そうでございます。
- ○鬼海洋一委員 ほとんどそうですか。
- ○田代水環境課長 はい。そもそも砒素につきましては、自然の中にいろいろ含まれているものでございますので、そういうものが出てきているということでございます。
- ○鬼海洋一委員 特に申し上げたいのは、先ほど言っておりますように、周辺環境がどうなのかというのが、もしこういう物質が特定されるものから流れ出ているだとか、硝酸性窒素についても特定をされるような地域、こういうものがあるかどうかという非常に将来における大きな問題が発生する可能性もあるもんですから今御質問を申し上げましたが、ぜひ、周辺地域の現状、これを把握していただきながら、原因があるとすれば、それは早期にそれを改善するという取り組みいただきますようにお願いしておきたいと思います。
- ○田代水環境課長 そういうふうな方向で地域に応じた形で汚染地区調査等をしっかりやっていきたいと思っております。
- ○岩中伸司委員 今のに関連して、荒尾が、 非常にこれはずっと以前から硝酸性窒素につ いては井戸からの検出が多いんですけれど

も、これは未給水地域がほとんどでしょうかね。この8本の井戸、41ページ、一番下のところ、荒尾地域硝酸性窒素削減計画に基づく云々で、これは39本を調査して8本、これはなお基準を超過しているということでですね。

- ○溝口幸治委員長 田代課長、それは後で岩 中委員に御報告をお願いいたします。
- ○田代水環境課長 わかりました。
- ○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。
- ○松田三郎委員 廃対課長に。公共関与の50ページ、この問題は、地元であります内野副 委員長の質問でありますとか、多分きのうの特別委員会でもいろいろ説明があったんだと思います。

このクローズド・無放流型、地元の不安もなくなるし、初期投資がかかるとはいえ、オープン型と同程度となるということで、いいことづくめの構造なのかなと思っております

そこで、ちょっと質問。もともと、かつて、今もう設計もできている構造と、当初からいろいろ検討した中にこれが入っていたけれども、例えば、初期投資が15億もかかるから、これはちょっと除こうということだったのか、もしくは、そもそも検討はしていなかったけれども、やっぱり住民の方の予想以上の不安が多いので、これに対応できるのは何かないだろうかと、いろいろ検討してひねり出てきたのがこの型なのかというのを、大体でいいですよ、どっちなのかというのをちょっと聞いておきたいなと思いまして、お答えいただければと思います。

○中島公共関与推進室長 公共関与推進室の 方からお答えを申し上げます。

このクローズド・無放流型については、考 え方としてはずっと以前から持ってはおりま した。考え方としては持っておりましたが、 全国的なこれまでの趨勢としてはオープン型 であったというようなこと、それから、これ ほど大規模なクローズド型の実績は非常に少 なかったというようなこと等もありまして、 地元にこのクローズドの期待を早い時期から させて、コスト面とか技術面などを理由に、 もし導入できないというような結果になれば 一層の不信を深めるということになりかねま せんので、これまでオープン型で検討を進め てまいりましたが、ここ1年の住民説明会で の住民の皆様方の御意見、あるいは最近の漁 協さん、それから南関町・和水町の陳情、申 し入れ等々を受けまして、やはり住民の皆さ ん方が最大の不安を持っておられるのは、こ の水処理の問題だという結論に至りましたの で、それと、近年になって他県でもこのクロ ーズド型を採用するという動きが出てまいり ましたので、今回この採用に踏み切ったとい うようなことでございます。

○松田三郎委員 主流はオープン型とおっしゃいましたけれども、この写真は臼杵の例でしょうから、全国にどれぐらいあるもんですか、クローズド・無放流型というのは。わかっているだけで結構です。

○中島公共関与推進室長 公共関与に限っていえば、まだ全国に稼働しているものはありませんが、現在高知県で工事中のものが1件、それからお隣の鹿児島県で入札手続中のものが1件、もし順調にいくとするならば、本県が公共関与では全国で3番目ということになります。

○駒崎環境生活部長 大前提が抜けておりま したので、補足いたします。

臼杵は一般廃棄物の処分場でございまし

て、比較的小規模の施設でございます。一般 廃棄物は、家庭から出るごみを市町村単位、 あるいは広域事務組合で処理される例が多い かと思いますが、いずれにしても数量的にそ う多くございませんので、県内にもクローズ ド型の一般廃棄物処分場は1カ所ございま す。

今担当者が申し上げましたのは、産廃処分場の方は、これは県下全域の産業廃棄物を受け入れる、あるいは場合によっては県外のものも受け入れるということございますので、かなり大規模なものになります。一般廃棄物が数万立米だとしますと、産業廃棄物の方は数十万立米ということで、かなり大規模になりますので、そうしたものに屋根をかけてつくっているという実績は、これまでなかったということでございます。

したがいまして、全国で20以上の都道府 県、30以上の公共関与の産廃処分場ございま すけれども、現在稼働しているのは、すべて オープン型でございます。そこでも何らの問 題事例生じておりませんので、現在の技術力 で適正に管理すれば、決して危険なものでは ないという前提で我々は取り組んでまいりま したけれども、既に他県で、高知県でクロー ズド型の建設が始まっているということと、 鹿児島県もそういう構想で進めておられると いうことを見まして、私どもの方も技術的に 可能であるならばということと、先ほど説明 しましたように、現地では、処理水とはい え、それが河川に流れることによる不安とい うのが非常に強うございます。農産物への影 響等も懸念がございましたので、この処理水 問題を何とか解決したい、クリアしたいとい うことで取り組みを始めて、ある程度厳密な 可能性の確認がとれた上で発表しようという ことで、今日に至ったということでございま す。

中途半端な形で発表しまして、期待を持たせて、結局できなかったということではかえ

っていけないというのは先ほど担当者が申し 上げたとおりで、そうした責任ある発言をす るために、吟味を重ねた結果、今日に至って 発表したということでございます。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

○内野幸喜副委員長 この前知事が表明されてから、どのように地元では受けとめられているのかと。個別的なことはいいんで、どんな感じで受けとめられているのかということだけ教えていただければと思います。

〇中島公共関与推進室長 地元の受けとめで ございますが、まだ実は両町長にお会いした だけでございますので、まだ住民の方々の御 意見というのはこれからでございますが、少 なくとも町長の御意見は、非常に具体的な対 応策を県から示してもらったのでありがたいと、しかしながら、まだまだ住民の不安が払 拭されていないので、今後とも丁寧に県の方の説明をお願いしたいというふうな御意見で ございました。

なお、これから私どもは、この具体策をもって地元説明会等に入ってまいりたいと思っております。この具体策で住民の皆様方の御不安が100%何もかんも解消するということは思っておりませんので。しかし、相当な不安の解消にはなるという思いでおります。引き続き丁寧に丁寧に御理解をいただくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。

〇岩中伸司委員 52ページ、水俣病の関係で、ずっと経過が書かれていますが、本会議でもお聞きしたので、ここではちょっと控えておこうかと思ったんですが、ちょっとやっぱりこの辺については。水俣病問題の解決

が、特措法に基づく救済がもう順調に進んでいくだろうというふうに思いますけれども、これのセットと、もう一つは、7月16日の判決を受けて、22日に県が提訴をされ控訴された部分、私は、裁判がこれから高裁で行われるとすれば、1年、2年、期間はかなりたって判決が下されるだろうと思うんですが、その間にこの特措法に基づく救済で一気にやってしまおうというふうな、そういう考え方をお持ちなのかどうなのかというふうな、ちょっと1点お尋ねします。

○駒崎環境生活部長 現在進めております特 措法の救済と裁判の関係、認定基準の関係で 御質問でございます。

認定基準そのものは、医学的に最高のレベルの国際的にも認知された定説に基づいて確立されたと我々は環境省から聞いておりまして、それで取り組んでおりますが、いろいろ疑義があるのは確かでございます。疑義があるというのは、そういうふうな裁判がいろいろ続いていることは確かでございます。

ただ、今回特措法ができました趣旨は、52 年判断条件を一応前提として、52年判断条件 に合致する人だけを補償制度で救済する、そ れでは終わらない、それだけでは完全でない という前提のもとで、52年判断条件を満たさ ない方であっても、一定の症状を呈して、被 害者として救済すべき人については救済して いこうということで、公健法と特措法を組み 合わせて、その2つで救済の全体系を構築し ようというふうに理解をいたしております。

52年判断条件を広げるかどうかというのが 今裁判で争われておりまして、これは本県が 控訴した内容でございますけれども、今回の 大阪地裁の判決は、これまでの大阪高裁や福 岡高裁という上級審の判断と違っているとい うことも1つですけれども、52年判断条件で は――ちょっと詳しいことはなかなか難しい んですが、症候の組み合わせがないと水俣病 と認めないというふうな、一言で言えばそういう基準になっているんですけれども、症候の組み合わせがなくても、被害者の方の疫学条件とか、すべての条件を社会通念に照らして判断すれば水俣病と認定できるケースがあると言っているんですけれども、それがいかなるものを判断要素とするのか、社会通念によって判断するというのはどういうことなのか、医学以外の社会通念で水俣病を決められるのかということについては、大阪地裁の判決では具体的に示しておりません。

そうなると、一個の裁判官のいわば主観的な判断によって、ある人は水俣病と認める、別の裁判官がかかわった裁判では水俣病と認められないというふうな、非常なばらつきも懸念されますので、そこを明確にすべく今大阪高裁で吟味するということでしております。

したがいまして、認定条件がどうあるべき か、判断基準がどうあるべきかというのは、 これは慎重な議論が必要なことですので。た だ、議論の行く末を待っている間に、岩中委 員おっしゃったように数年かかると思います ので、その間に救済の手続をとめるわけには いかないだろうと思っておりますので、先ほ ど言いましたように、認定制度は別に門戸を 閉ざしているわけではありませんので、公健 法による救済を求める方はそちらの道を選ん でいただいて、そこはきちんと審査という今 までの体制でやっていきます。ただ、それ以 外の方については、特措法という制度ができ ましたので、判断条件を満たさない方であっ ても門前払いせずに救済の仕組みの中に乗せ るということですので、その方については特 措法で進めていく、そこは、申請者の御判断 で決めていただくということを我々は考えて おるところでございます。

決して、すべて特措法の方に行きなさいと 県の行政が指示するわけでもありませんの で、裁判を続けられる方、認定申請を続けら れる方は、今後もある程度、数は少ないかも しれませんが、いらっしゃると思います。大 部分の方が特措法にいらっしゃったとして も、私たちの方は、すべての方に、特措法で 処理しますから特措法に行ってくださいとい うふうな誘導はいたしておりません。 2 つの 制度、裁判を含めると 3 つの制度があるとい うことを客観的に説明して選択していただい ているところです。

〇岩中伸司委員 77年の基準でいけば、厳密に言えば、かなり厳しい基準になっているんですが、そうじゃなくて、これまでの裁判の判決では、福岡地裁も大阪もそうですけれども、感覚障害プラスの、その人がどこに住んで、どういう形の生活をしていたかという生活条件をプラスアルファして認定をしてきたという経過も県は実際あるんですね。ただ、その認定をした人の取り扱いについては、これまで、30日の判決では私はちょっと意外な判決が出ているんですけれども、もう既に補償が終わったんで、あなたの補償はやらないということになっているんで、これもちょっとかなり矛盾があるなというふうな気ではいるんですね。

ですから、この水俣病問題については、ずっと何か延々と続いてきているというところは、やっぱりそういう認定基準をきちんと社会通念上に照らし合わせてこなかったことが大きなこの混乱を招いているように思うんですね。

ですから、ここではもう答弁を求めませんが、かなり低額、210万のこの一時金も私は根拠を聞いたんですが、なかなか明らかにならないし、団体加算金の61億についても、これも明確ではないというふうな現状の中で、そんなオブラートに包んだような形で解決を進めていこうとすれば、また新たな問題が出てきやしないかというふうな心配もするんですね。

ですから、なるべく早い時期にきちんとしたこの水俣病の解決をしていく、さらには、チッソにいろんな貸し付けやるんですが、途中で投げ出してもらっては困るので、きちんとした責任を会社に持たせるということも強くやっぱり要請をしておきたいというふうに思います。こっちは要望でいいです。

○溝口幸治委員長 ほかにございませんか。 なければ、これで報告に対する質疑を終了 いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○鬼海洋一委員 簡単に2点だけ私の方から 意見と、それから答弁をいただきたいという ふうに思います。

1つは、今も虐待の問題が相当大きく―― 時の非常に大きな課題ですよね。児相を強化 しなさいという、あるいは知事自身も見てい ただきたいという、こういう本会議場の質問 等行われました。

私も1つ、ちょっと違った立場で登壇をして、紹介だけしたわけですが、消防署が、これは大阪市の取り組みについて紹介いたしました。虐待情報で消防派遣ということが、実は全国で初めてということですが、大阪では取り組まれることになりました。本会議場で紹介しておきましたが、この消防派遣と虐待にかかわる取り組みの中で、どういうふうにこの取り組みについて評価をされているかというのが1点です。

それからもう一つは、今回特に高齢者の出 所不明といいますか、そういうことも大きく 社会的な問題になっておりますが、ここでお 尋ねいたしますのは、民生委員の仕事の問題 です。今ちょうど民生委員がもう3年の期限 で交代をするという新たな登録の時期に来て おります。これまで言われてきているのも、 特に私の周辺でもそうですが、もう民生委員 はせんばいたという物すごい、ある意味での これは無報酬でやっているわけですけれど も、にもかかわらず、その責任と実際の労働 といいますか、もう労働過重という非常に困 難な状況になっているんですね。

例えば情報、これは個人情報保護法の関係で持てる情報がなかなか民生委員の方に伝わらない、しかし、伝わらないにもかかわらず、高齢者や、今言った子供虐待の問題、こういう状況については正確に把握をしながらそれなりの対応をせざるを得ないというような、日常の業務の責任感と現実置かれている立場のギャップが、かなり出てきているわけですけれども、こういう民生委員の活動と今起きているさまざまな社会的な時代の課題、こういうものとのギャップをどう見ていくかということで、今我々も考えていくべき課題じゃないかというふうに思っております。

これは、その指導といいますか、責任というのは、たしか都道府県知事がその所管の立場だというふうに思っておりますけれども、そういうことについてどういうぐあいに考えておられるのか。

この2点をちょっと御説明いただきたいと 思いますし、やられているものがあれば報告 いただきたいと思います。

○吉田健康福祉政策課長 健康福祉政策課で ございます。

お尋ねは2点ございましたが、後者の民生 委員関係を所管しておりますので、お答え申 し上げます。

御指摘のとおり、民生委員は、地域における訪問ですとか、相談ですとか、あるいは声かけ、見守り支援、こうしたことを行うまさにボランティアということでございまして、位置づけとしましては、厚生労働大臣が委嘱をいたします。任期3年ということで、本年の12月1日で改選を行う予定としております。身分的には非常勤の特別職の地方公務員という位置づけがされておりますが、先ほど

申しましたようないろんな仕事について給与は支給しないということで、費用弁償として1年に5万8,200円支給されるという状況で大変御苦労されております。

こうした中で、現状としましては、熊本市を除く県内の民生委員さんの定数が2,484人、市町村ごとにおよそ50人ずついらっしゃるわけですが、ことしの8月1日現在で7名の欠員という状況になっております。死亡ですとか、一身上の都合で欠けたときに市町村から推薦をいただいて、その都度補充をしておるところでございます。ことし12月1日一斉改選ということで、現在市町村から推薦を上げていただいておりますが、委員御発言のとおり、非常に業務が大変だということで、担い手の確保にそれぞれの市町村、大変苦労されているという状況がございます。

こうしたことがございますので、県としましては、その民生委員さんの仕事に対する地域住民の理解、これが何より大事だろうと思っておりまして、特に本年度は、そうしたPRのための予算として約300万ほどになりますが、それぞれの地区の民事協の方々の活動PRをしていただくものと、それと、県としていろんな特色ある活動をされておりますので、その事例集を作成してPRに努めたいというふうに考えておりまして、今後も、市町村と連携しながら、なり手の確保等に努めていきたいと思っております。

なお、民生委員活動、地域福祉活動は、何も民生委員だけに、ひとりだけに行ってもらうものではなくて、やはり地域全体として支えていくことが重要かなと思っておりまして、民生委員を支えるようなその他の地域福祉活動のなり手を確保していくこと、あるいは住民相互の支え合う環境をつくっていくこと、こうしたことが大事だと思っております。そうしたことで、地域福祉計画に基づきまして、結いづくり、ネットワークづくり、あるいは縁がわづくり事業、こうした事業も

あわせて進めていくことが大切ではないかというふうに思っております。

以上です。

○溝口幸治委員長 前段の質問は、少子化対 策課長。

○福島少子化対策課長 少子化対策課でございます。

大阪の取り組みについてということで、済みません、ちょっと詳細に把握しておりませんので、評価はちょっとできませんが、ただ、いずれにしましても、児童虐待防止に当たりましては、地域における見守り体制、これが重要でございますので、やっぱりあらゆる方々、今話が出ましたけれども、民生委員さんがその筆頭でありますけれども、いろんな方をどうにかして取り込んでいく必要があると思います。

現在、各地でいろんな取り組みやっています。例えば医師会での取り組みとかそういうのもありますので、各地の取り組みを早急に調べまして、取り入れられるものがないか、すぐ研究したいと思います。

以上です。

○森枝健康福祉部長 ちょっと後段を補足させていただきます。

大阪の事例は、私も新聞をちょっと読ませていただきましたけれども、児童虐待があった場合の早期発見と早期救出、これはこれとして非常に大事と思いますので、少し研究させていただいて、我々、消防当局とちょっと相談せないかぬですけれども、もし導入が可能であればできるだけ導入したいと思っていますので、前向きにちょっと検討させていただきたいと思います。

○鬼海洋一委員 先ほどの民生委員の問題、 私の住んでいるところでも、200戸ぐらいの ところですが、ちょうど任期が来まして、次にだれがするかというその相談が行われました。なかなかなり手がおらぬで、結局区長さんの奥さんが区長の妻という責任をとってそっからなると。これはしかし特殊なことではなくて、各地区そういうことじゃないでしょうかね。率先して自主的に、いや私がやるという、あるいはおれがやるというそういう方も多数いらっしゃるのはもう事実ですけれども、しかし、なかなかなり手がなくて、やむを得ず、だれかが責任とってやらにゃんたいというような形の状況に最近はなってきつっあるんじゃないかなというふうに実感として思っていますね。

例えば、先ほど言いましたが、この個人情報保護法というのができました。これはさまざまな場面で私たちもぶつかるわけですが、そぎゃんたあんたもう、わざわざ秘密にせんちゃよかろうもんというようなところまで、この拡大解釈の中でその情報がストップしてしまうという状況があるんですね。

特に、今回言われておりますように、高齢者の状況がどうなのかというその存否といいますか、その確認、あるいは今問題になっている虐待の状況については、一番詳しいのはやっぱり日常回っておられるこの民生委員であり、あるいは区長、こういう組織だというふうに思うんですね。

それで、この個人情報の取り扱い等についても、もう少しどっかで明確な線引きといいますか、そういうものを指し示してやる必要があるんじゃないのかなと。そういう活動ができる条件を、私たちが環境を緩和するといいますか、条件を改善してやるということについても、ぜひ担当のところで、現下、県下の状況を見ていただきながら、取り組みをやっていただきますようにお願いしたいというふうに思います。

それから、あわせて、今、森枝部長の方からお話がありましたが、検討をする課題があ

るというふうに思いますが、本会議場でも申 し上げましたように、例えば消防署の出動件 数というのは膨大にふえているんですね。し かもその中で、特に医療や今言ったようなこ ういうかかわりについてもふえている。とこ ろが、せんだって総務の方とも話をしたわけ でありますけれども、交付税措置について は、消防は全部人員だけですよね。人数がカ ウントされて、それが交付税措置されるとい う、その活動の中身というのが今交付税措置 の中に参酌されていない。ですから、そうい うことも含めて私どもももう少し財政のあり ようについても強く求めていきますけれど も、特にそういう組織が必要なところについ ては、財政措置等についてはあわせて要望し ていただくように強くお願いしておきたい。 そして、双方の措置といいますか、対策とい うのが具体的に実行・実現できるような状況 をつくるように努力いただきたい。私たちも またその思いで努力していきますので、ぜひ よろしくお願いしたいと思います。特に民生 委員のことについては、この際、ぜひそうい う状況を把握いただきたいというふうに思い ます。

○溝口幸治委員長 ほかに質疑ございません か。

○内野幸喜副委員長 もしこれ、関係する課がなければいいんですけれども、きのう環境対策特別委員会で海砂利採取についての質問等があったと思うんです。これは環境保全課とかが関係してくるんですが、環境政策課になるんですね。その中で、違法採取した事業所の件で今係争中なんですかね。その辺の事実、今どういうふうになっているかというのをちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

○駒崎環境生活部長 今、天佑海運という違

法操業した方は、県の処分に対しまして異議 申し立てをしているところです。

それから、天佑海運の後継の会社といいますか、県の商工観光労働部はそういう連続性があるというふうな見方をしているんですが、そちらの会社の方は、公害等調整委員会とそれから各法律を所管している大臣に対して審査請求など、そうした手続を行っているところでございます。

係争というのは、裁判ではございませんけれども、行政不服審査法に基づく不服申し立てをしているというところでございます。

○内野幸喜副委員長 裁判という形にはなっていないわけですね。

○駒崎環境生活部長 なっておりません。

ただ、いずれにしましても、会社側とその 当事者の代理人という形で——1人だけでは なかなか関係書類もつくりがたいですので、 当事者の会社とそれから不服申し立ての代理 人という形で弁護士の方を使っておられま す。

○内野幸喜副委員長 その弁護士の中に、これは聞いた話、現職の国会議員も名を連ねているというふうに聞いたんですが、それは事実なんですかね。

○駒崎環境生活部長 私どもが承知しております限りでは、お1人は参議院議員の松野信夫さんですね。もう一人は、水俣病訴訟でも本県と関係ございますけれども、園田昭人さんという方でございます。そのお2人の名前は承知しております。

○内野幸喜副委員長 それは、今後はどうい うふうになっていくんですか、これからスケ ジュール的には、これは。 ○家入環境立県推進室長 環境立県推進室の 方からお答えいたします。

それぞれ所管の大臣等に対し、今部長から 説明がありましたように、異議申し立て、審 査請求等がなされておりまして、県の方に も、どういう考え方でそういう処分をしたの かというふうなことで、文書なり、聴聞とい いますか、ヒアリング等が行われると思いま すので、そこで県の考えを述べていくことに なります。

その結果で、それぞれの審査を所管する省 庁等で判断が下されるものだと思っておりま す。また、それを受けて、場合によっては裁 判というケースも考えられます。

○内野幸喜副委員長 わかりました。

○溝口幸治委員長 今の現職の国会議員の方が弁護士でついていらっしゃる。それは別に法律違反とかではなくて――普通に考えれば、現職の国会議員で、いわゆる県民の代表で上がられた方ですよね。その方がそういう活動をされているというのは非常に違和感を感じるんですが、法律的にどうなのか。法律的なものがなければ、道義的には私はおかしいと思うんですが、そのあたりは、部長、教えていただければと思います。

○駒崎環境生活部長 今回の事件もそうだと いう意味ではございますが、一般論としてお 答えさせていただきます。

国会議員というのは、もう皆様方の方がよ く御存じかと思いますが、国民の負託を受け て国民の代表として立法府に携わっておられ ますので、全国民を代表する立場かとは思い ます。

したがいまして、その観点からは、特定の 紛争の一方の当事者の側に立つということに ついては、多少慎重な検討が必要ではないか という気はいたします。しかしながら、公職 選挙法などの規定を見ましても、公職にある 人が、特定の国や県などとの請負関係にある 会社の役員になるというようなことは制限が あるかもしれませんが、弁護士としての活動 をすることについては特段の制限規定はない と聞いております。

したがいまして、弁護士という立場からすれば、社会正義の実現のために弁護士という道を選んでおられますので、その観点を重く見れば活動なさっても構わない、少なくとも法律に抵触することはないという扱いではないかと思っております。

今回の例で言えば、その2つの立場を総合 判断して決断されたものと理解しておりま す。

○溝口幸治委員長 道義的な問題ということ ですね。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○溝口幸治委員長 なければ、以上で本日の 議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が2件提出されておりま すので、参考としてお手元に写しを配付して おります。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会いたします。

午後0時44分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

厚生常任委員会委員長